



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	現代中国の「減負」政策下における学校教育と補習教育の関係構造
Author(s)	王, 小慧
Citation	公教育システム研究, 24, 1-36
Issue Date	2026-02-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98687
Type	departmental bulletin paper
File Information	01_AA11562857_24.pdf



< 論 文 >

現代中国の「減負」政策下における学校教育と補習教育の関係構造

王 小慧*

——目 次——

はじめに

第 1 章 減負の 70 年

1. 減負政策の歴史
2. 減負政策の中で「校外補習教育機関」の出現

第 2 章 中国における学校教育と補習教育の関係変容

1. 学校教育の補充としての萌芽期（1978-1992）
2. 学校から独立する転換期（1993-2001）
3. 急速な成長期（2000-2007）
4. 学校と暗闇の中で「協力」する混乱期（2008-2017）
5. 学校との対立期（2018-現在）

第 3 章 日本における「校塾連携」

1. 学習塾をめぐる教育政策
2. 連携の事例
3. 連携の特徴

第 4 章 中国における学校教育と補習教育の関係構築

1. 中国における私的補習教育機関の公教育への進出
2. 進出の特徴
3. アンケート調査及びインタビュー調査の分析
4. 新しい関係の構築は可能なのか

【キーワード】減負政策、双减政策、補習教育、学習塾

はじめに

1. 問題提起

中国における学習負担軽減の取り組みは 1950 年代まで遡ることができる。若者が将来の経済を支える重要な役割を担うため、健康な身体を保つことが求められ、1955 年には教育部が初めて「学業負担軽減」に関する文書である「小・中学校の過重な負担の軽減についての指示」を公布した。それ以来、生徒の学習負担の問題は常に社会の関心を集めており、中国政府は小中学生の負担軽減を目的

* 北海道大学大学院教育学院修了（教育行政学・2024 年度）

として数多くの政策（いわゆる「減負」政策）を講じてきた。しかし、生徒の負担が実際に軽減されたのかについては疑問が残る。中国社会においては、「対策を講じれば講じるほど負担が増える」という認識も存在するが、それは果たして正しいのだろうか。こうした疑問を背景に、新中国成立以降の「減負」政策を振り返り、その経緯を整理する必要があると考えられる。

1990年代以降、私的補習教育は急速に拡大した。多くの学生にとって、放課後のベルは一日の授業の終わりではなく、学校から直接補習教育機関へ向かうのが日常となっている。中国教育学会が2016年12月27日に公表した「中国の補習教育業界及び教師の現状に関する調査報告」によれば、補習教育市場の規模は8000億元を超え、参加学生数は1億3700万人以上、補習教育機関に従事する教師は700万から850万人に上るとされている。

学校教育が生徒の多様なニーズに応えきれない一方で、補習教育が学習負担増加の要因と見なされるようになった。このような状況を受け、中国政府は近年、「減負」の対象を補習教育機関へと拡大し、厳しい規制を導入している。2018年8月には国務院事務局が「学校外教育機関の発展規範に関する意見」を発表し、学校外教育機関への厳格な管理が開始された。その後、2021年7月には中国政府が「義務教育段階での児童生徒の宿題負担と校外補習の負担を軽減するための意見」という通知（いわゆる「双减」政策）が発表され、宿題内容の削減、放課後サービスの質向上、学校外教育施設の規範化、休日や長期休暇中の補習禁止などの措置が講じられた。その結果、2021年末までに義務教育段階向けの学科系私的補習教育機関は12.4万から9728に減少し、削減率は92.14%に達した。

一方で、中国が補習教育に対して厳格な管理を進める中、日本では学習塾への批判が強まった時期を経て、2000年代後半以降、学校と学習塾の連携が急速に進展している。日本の事例は、学習塾が学校教育を補完し、相互協力によって質の高い学びの場を提供する可能性を示唆している。このような背景を踏まえ、中国においても私的補習教育と正規の学校教育の間に新たな関係が構築される可能性について検討する必要があると考える。

2. 概念整理

(1) 学業負担、減負政策

学業負担とは、「学業ストレス」にも呼ばれ、学生の適応能力を超える学業上の要求に対する身体的反応として定義される（Wilks, 2008）。これは通常、小中学生が学校、家庭、または補習教育機関での課題を通じて教育目標を達成しようとする過程で生じるものである。岡安ら（1992）による中学校での調査では、学校ストレスの中でも「学業」に関連する項目が顕著に高いことが明らかになっている。

「減負」とは「負担を減らすこと」であり、葛（2006）は「減負」には三つの側面があると解釈している。第一に、過重な授業や宿題の負担を軽減すること、第二に、過重な心理的負担を緩和すること、第三に、生徒や保護者にとって過重な経済的負担を軽減することである。これら三つの側面は相互に関連しながらも、それぞれ異なる性質を持つとされる。中国教育部の前部長によれば、「減負」政策の対象は、「教育の原則や児童生徒の心身の発達に反し、教育課程を超えて追加される負担」であると説明されている。1950年代以降、教育の急速な発展とともに、中国における学業負担の過重化が深刻な社会問題として浮上し、政府や社会の関心を集めるようになった。この70年間、中国政府は小中学生の負担軽減を目的とした一連の政策、いわゆる「減負」政策を継続的に導入してきた。

本研究では、国家レベルで発表され、「減負」と密接に関連する政策文書を分析対象とする。

(2) 私的補習教育

「私的補習教育」は、大きく二つのタイプに分類することができる。一つ目は「影の教育」としても広く知られており、教えられる内容は正規の学校教育で教えられる内容に沿ったものである。二つ目は正規教育を補足・発展させたものである（マーク・オーラ, 2014）。王有升（1997）は、中国における「私的補習教育」を「小中学生が学校の正規教育を受ける以外に、私的に参加する教科や芸術に対する指導および補習」として初めて定義した。彭湃（2007）は、中国で初めて補習教育に関する比較研究を行った学者であり、私的補習教育を「主流の教育以外の補充的な教育であり、私的に費用が支払われるもの」と位置づけている。その内容は主に学術的な教科で構成され、正規の教育を受けている小中学生を主な対象としている。また、中国においては中学生が受ける芸術科目の訓練も受験目的を含むことが多く、これも私的補習教育の範疇に含めるべきだと指摘される。許政法（2009）は、中国における私的補習教育の概念を次のようにまとめている：小中学生を対象とし、家庭教師と校外補習の二つの形式で、補充的な役割、私的な性質、そして有償性という三つの特徴を持つ教育行為である。

本研究では、学校の授業外で行われ、有償で提供される私的教育行為を研究対象とする。具体的には、学校で教えられている科目、特に言語や数学といった試験科目を中心に焦点を当てる。また、少年宮などの公立校外教育機関は私的教育の範疇には含まれないが、補習教育とともに「学校外教育」として扱われてきた経緯があるため、本研究では必要に応じて若干触れることとする。

3. 先行研究

(1) 減負政策に関する研究

中国における「減負」政策に関する研究は、主に以下の三つのカテゴリーに分類される。第一に、政策の歴史に関する研究、第二に、政策の特徴に関する研究、第三に、政策の効果に関する研究である。

王（2009）によれば、新中国成立以来の「減負」政策は、大きく三つの時期に区分される。すなわち、20世紀の50年代から60年代、70年代から90年代、そして2000年以降である。一方、王と劉（2018）は、改革開放以来の「減負」政策をさらに細分化し、四つの段階に分類している：進学率のみを追求した是正時期（1978-1992）、素質教育推進時期（1993-2000）、新課程改革時期（2001-2009）、そして全面的な負担軽減時期（2010-現在）である。

「減負」政策の特徴に関する分析では、聂・杜（2022）が政策の実施主体の多様化を指摘している。具体的には、政策の発布主体が従来の国家教育部門に限定されず、複数の部門へと拡大していることが挙げられる。また、政策の実行責任も教科担当の教師や学校にとどまらず、地域、政府、さらには社会全体へと広がりつつある。このような変化を踏まえると、「減負」政策は教師、学校、国家、社会が連携し、共同で責任を担うべき課題であると解釈できる。

政策の効果に関しては、姚・方（2019）による62件の政策文書の統計分析が注目される。分析の結果、法的拘束力を持つ文書は全体の約4%にとどまり、法制度の整備が十分でないことが明らかになった。また、「減負」に言及するものの、具体的な施策に踏み込まない文書が全体の85%に達しているのに対し、専門的かつ詳細な政策文書は相対的に少ないことも判明している。このことから、中

国における学業負担軽減の取り組みは、いまだ多くの課題を抱えており、実現への道のりはまだ長いと言える。

近年、「学校内減負、学校外増負」という現象を解消するため、政府は「減負」の対象を学校から民間教育機関へと拡大し始めた。しかし、「減負」の対象転換に焦点を当てた研究は、これまで十分に行われていない。

(2) 私的補習教育に関する研究

①中国における私的補習教育に関する研究

中国における私的補習教育に関する研究は、主に次の三つに分類される。第一に、補習教育への参加要因に関する研究、第二に、補習教育が学業成績に与える影響に関する研究、第三に、補習教育の問題点およびその解決策に関する研究である。

まず、補習教育への参加要因について、楚（2009）は北京師範大学教育学院が実施した「2007 年全国義務教育段階家庭教育支出調査研究」のデータを分析し、地域、親の学歴、家庭収入、親の教育に対する期待、子どもの数といった要因が補習教育への参加率および支出額に顕著な影響を与えることを明らかにした。具体的には、経済収入が高く、親の学歴や教育への期待が高い一人っ子世帯の都市部家庭では、補習教育への参加率と支出額が最も高い。黄（2021）は、吉林省の小中学生を対象にした校外補習の現状調査を通じて、補習教育の参加に顕著な差異が存在することを明らかにした：学年が上がるにつれて参加率が増加し、成績が良い生徒ほど補習参加率が高い傾向が見られた。また、都市部の生徒は農村部の生徒よりも参加率が高く、両親の学歴が高いほど参加の可能性が上昇することが明らかになった。

次に、補習教育が学業成績に与える影響については、さまざまな結果が報告されている。薛・王・巫（2014）は、留守児童と非留守児童の補習教育参加状況を比較し、試験競争で不利な立場にある留守児童ほど積極的に補習教育に参加していること、および補習参加者の成績が非参加者よりも顕著に高いことを明らかにした。胡・元・王（2021）および管（2022）の研究も、補習教育が学業成績に肯定的な影響を及ぼすことを示している。一方で、張（2022）は、補習教育が中学校段階での成績向上には寄与するものの、高校進学への影響は見られないと指摘する。また、孫と唐（2019）は、補習教育の有効性に関する実証研究を行い、補習が各科目の成績に明確な効果をもたらさないことを明らかにした。この効果が見られない現象は、特に教育機会が十分に確保されていない生徒において顕著であり、これらの生徒にとって校外補習への参加は、学業成績の向上を目的とするよりも、むしろ心理的・情緒的な安定を求めることが主な動機となっている可能性が示唆される。

さらに、補習教育に関する問題点及びその解決策に関する調査研究も行われている。周（2019）は、武漢市内のある小学校および周辺の補習教育機関に対するインタビュー調査を通じて、校外補習が家庭に経済的負担を与えるだけでなく、生徒自身にも大きなストレスをもたらすことを指摘した。また、乔（2017）と汪（2019）は、小中学校でのアンケートおよびインタビュー調査を実施し、多くの補習教育機関の講師が正式な資格を有していないことを明らかにした。加えて、入職が容易である一方で、講師の雇用環境が非常に不安定であることも課題として浮き彫りになっている。

しかし、中国における学校教育と補習教育の關係に着目して研究を行っているのは、陳（2014）しか見られない。陳は事例研究を通じて、学校教育と補習教育の關係を「競争・協同・交錯」として整理したが、担い手としての政府の役割については言及していない。

②日本の学習塾に関する研究

日本では、補習教育機関は主に「学習塾」と呼ばれる。小宮山（2000）は、学習塾を以下の四つに分類している。①効率よく受験のための知識を吸収し、進学のための学習をする「進学塾」、②学校の授業を理解するための補習を行う「補習塾」、③進学コースと補習コースを併せ持つ「総合塾」、④受験のための勉強を行うではなく、全人教育を目指して教育理念を持つ「教育理念塾」（「救済塾」とも呼ばれる）。

戦後、日本では学習塾が盛んになり、1950年代の「萌芽期」、1960年代の「成長期」、1970年代の「拡大期」、1980年代の「定着期」を経て、徐々に社会の中に根付いていった。学習塾をめぐる認識は批判から受容へ、学習塾をめぐる問題は「学習塾に通うこと」から「学習塾に通えないこと」へと転換していた（高嶋, 2021）。近年では、学習塾が学校に対して、①講師派遣による授業提供、②受験生募集支援、③教員研修及び教員紹介・派遣、④試験問題提供、⑤教材提供、⑥経営コンサルティングおよびオフィス・サプライといった提供が行われている（黒石・高橋, 2009）。このように、学習塾の活動範囲を学校外・私教育から学校内・公教育へと拡大しつつある。

4. 課題設定と研究方法

本研究では、まず「減負」政策が学校教育から補習教育へとその矛先を転換した背景と経緯を明らかにすることを目的としている。その上で、政府による補習教育への管理政策に着目し、中国における学校教育と補習教育の関係がどのように変容してきたのかについて考察する。また、日本の事例を参照しつつ、中国における学校教育と私的補習教育との関係にどのような可能性があるのかを探究していく。具体的な研究方法は以下の通りである。

まず、新中国成立以降現在に至るまでに、中国政府および関連部門が公布した小中学生に関する「減負」政策および「学校外補習教育機関の管理」に関する政策文書を収集し、それらを基に歴史的な流れを整理する。これにより、「減負」政策の対象が学校教育から補習教育へと移行した背景や原因を究明し、中国における学校教育と補習教育の関係がどのように変容してきたのかを明らかにする。

次に、日本における「学習塾ブーム」の歴史を振り返り、先行研究を参考にしながら、学習塾を取り巻く教育政策の変遷を整理する。特に、2000年代以降、学習塾が公教育の領域に進出した事例を分類し、その特徴や意義を分析する。

さらに、これらの政策分析および事例研究を基に、中国における学校教育と補習教育の関係性を具体的に検討するため、アンケート調査およびインタビュー調査を実施する。アンケート調査は、河南省鄭州市の義務教育段階にある子供およびその保護者を対象とし、インタビュー調査は中国および日本の民間教育機関の関係者を対象とする。これらの調査結果を分析することで、現状を把握するとともに、中国における学校教育と補習教育の新しい関係構築に向けた考察を行う。

第1章 減負の70年

中国における学習負担軽減への取り組みは1950年代に始まり、70年以上が経過した現在においても、「減負」問題は対策を講じるほどに深刻化している。本章では、まず「減負」政策の変遷を振り返り、その経緯を整理する。次に、「減負」政策の中で私的補習教育機関の出現に着目し、その背景と要因を考察することを目的とする。

1. 減負政策の歴史

前述のとおり、「減負」政策の歴史に関する研究では、それぞれ異なる分類基準が用いられている。しかし、1977年の大学入試制度の復活、1978年の改革開放政策の導入、1993年の素質教育の推進、2001年の「基礎教育課程改革要綱（試行）」の発表が、いずれも「減負」政策における主要な転換点として位置づけられている。本節では、これらの事象を重要な区切りとし、「減負」政策の変遷を五つの時期に分けて整理していく。

(1) 身体健康に注目する（1949-1976）

新中国成立以来、さまざまな産業が立ち上がる中で、教育分野もその例外ではなかった。当時、全国の学校における学生の健康状態は深刻な課題であり、過度な学業負担に加え、給食管理の不備や衛生環境の劣悪さが生徒の健康に大きな影響を及ぼしていた。1950年から1966年にかけて、生徒の健康水準の向上は、「減負」に関する重要な課題として明確に位置づけられていた。

1955年7月1日、教育部は「小中学生の過重な負担軽減に関する指示」を発表し、「現状において、生徒の負担は過重であり、その主な原因は学業負担にある」と指摘した。さらに、1960年12月21日には、中央から「生徒および教師の健康と適度な労働・休養の確保に関する緊急通知」が発表され、再度学業負担の軽減と睡眠・休養時間の確保の重要性が強調された。この通知では「中等学校生徒の1日の校内学習時間は8時間を超えてはならない」と明確に規定されている。1966年に発表された「生徒の負担軽減および健康確保に関する報告」によると、全国調査において、中学校生徒の学習時間が週60～70時間、場合によっては80時間に達することが確認された。この過度な学業および労働負担が、生徒の学業成績や健康に悪影響を及ぼし、近視や慢性病の増加傾向が見られると指摘されている。

これらの政策文書からは、生徒の睡眠および休養時間を確保することが、「減負」の重要な方策の一つであることが示唆される。

(2) 進学のプレッシャーを緩和する（1977-1992）

1976年10月、「文化大革命」の終結を契機に、中国は各分野で再び発展の道を歩み始めた。この時期、生活水準の向上や医療・衛生環境の改善により、生徒の栄養不足や病気が広がっていた状況が改善され、基本的な健康状態が確保されつつあった。しかし一方で、生徒の学習負担が社会問題として再び浮上した。

「文化大革命」による教育制度の混乱が長期化した影響で、必要とされる人材が十分に育成されていない状況が続いていた。このような状況を受け、政府は迅速に高考（大学入試）制度を復活させ、統一試験による選抜を実施することで、人材の育成を進めようとした。しかし、大学が受け入れ可能な学生数は非常に限られており、教育の需要を十分に満たすことができなかった。このため、「千軍万馬が一本橋を渡る」と形容されるほどの厳しい競争が生じ、中学校や高校では進学率を最優先する傾向が強まった。その結果、進学率を重視する教育方針の見直しは、この時期の減負政策における重要な課題とされた。

(3) 教育観念を転換し、総合改革を推進する（1993-2000）

1990年代、中国は社会主義現代化建設の全面的かつ急速な発展期に突入した。1996年以降、大学

では卒業生の「統包統分」¹制度が廃止され、「自主的なキャリア選択」が 1990 年代後半における大学卒業生の主要な就職方法となったのである。高等教育の拡充と卒業生の自主的なキャリア選択が重なった結果、高等教育機会の相対的な充足と就職機会の不足との矛盾が次第に顕在化し始めた。この時期、進学に対する人々の期待は「とにかく進学できればよい」から「より良い学校に進学したい」というものへと変化していた（秦玉友・綦文惠, 2022）。このような背景のもと、多くの学校では生徒の成績を上げるために、授業時間を延長したり、標準カリキュラムを超えた授業を実施したりするようになった。また、宿題の量が増え、試験頻度が高まる状況も広がっていた。

1993 年 2 月 13 日、「中国教育改革と発展綱要」が発表され、小・中学校の教育が「試験対策教育」から「素質教育」へと転換することが明確に提案された。同年、国家教育委員会は「義務教育段階の学生の過重な学業負担を軽減し、教育の質を全面的に向上させるための指示」を発表し、学校のカリキュラムや生徒の休憩時間、試験の科目と回数、学校と教師の評価、入学制度などについて具体的な規定を設けた。さらに、1994 年 11 月 10 日には、教育委員会が「教育方針の全面的な実施と小中学生の過重な学業負担の軽減に関する意見」を発表し、学業負担の軽減には教育思想の転換と教育観の刷新が重要であること、負担軽減の根本的な解決策は教育改革にあることを強調した。

この時期の「負担軽減」では、試験対策教育から素質教育への転換が特に重視されていた。負担軽減の鍵は、教育思想の転換、教育観の刷新、そして試験制度や評価制度の改善にあるとされていた。

(4) 基礎教育課程改革を基盤とする (2001-2017)

2001 年以降、中国は基礎教育課程改革の段階に入った。同年 6 月 8 日、教育部が発表した「基礎教育課程改革綱要（試行）」では、「生徒の試験負担の軽減」が強調された。しかし、改革目標の実現には多方面からの阻害要因が存在し、学校内外における学習負担は依然として重い状況が続いていた（聂凤霞・杜文平, 2022）。

2013 年 3 月、教育部は「義務教育段階の学校における『減負万里行』活動の実施に関する通知」を発表し、義務教育学校での選抜試験や「占坑班」（後述）の実施を厳しく禁止し、各種競技会や試験結果を入学基準とすることも禁じた。また、通知では、初めて補習教育機関に関する規定が設けられた。この通知では初めて補習教育機関に関する規定が盛り込まれ、学校外補習教育機関に対して次のような行為が禁止された。すなわち、虚偽広告の掲載、入学基準と関連付けた補習クラスの実施、許可範囲外の学科補習、生徒の負担を増やす不適切な予習などである。同年 8 月、教育部は「小学生負担軽減に関する 10 条の規定」を発表し、具体的な基準が示された。これにより、「減負」政策の規定は徐々に具体化された段階に入った（楊柳・張旭, 2019）。

この時期の「減負」政策は、基礎教育課程改革に焦点を当てると同時に、生徒の校内外における過重な負担にも配慮し始めた。また、学校における負担軽減の重要性が強調される一方で、保護者や社会の関与にも目を向けるようになったのである。

(5) 学校外補習の規範化に目を向ける (2018-現在)

「就近入学」政策の推進により、学校選択に伴う問題は一定程度緩和されたものの、私的補習市場の急速な拡大により、生徒の負担が大幅に増加している（秦玉友・綦文惠, 2022）。2012 年の PISA

¹ 中国において計画経済の時代に導入された、大学卒業生の就職先を政府や学校が決定する制度です。この制度の下で、大学卒業生は自らの希望に基づいて就職先を自由に選ぶことができず、政府や学校の指示に従って配属先が決まるのが一般的でした。

調査では、中国の生徒の週平均学校外学習時間は 13.8 時間で世界一位となり、さらに校外補習や個別指導を含めると、週 17 時間に達し、OECD 平均の 7.8 時間を大幅に上回っている。また、中国青少年研究センターの「中国少年儿童発展状況」報告によれば、2005 年と比較して 2015 年の生徒の学校外補習時間は大幅に増加し、平日は 0.8 時間（2005 年の 2 倍）、休日は 2.1 時間（2005 年の 3 倍）に達している。こうした背景から、「校外での負担軽減」の必要性和緊急性が一層認識され、学校外補習教育機関の規範化が小中学生の過重な課外負担を軽減するための鍵と見なされるようになっていく。

この時期の減負政策は、私的補習教育機関の規範化を重視し、校内外の協力を通じて生徒の過重な負担を軽減することを目指していた。2018 年には、教育部弁公庁など 4 部門が「小中学生の課外負担を軽減し、校外補習教育機関の特別是正を行う通知」を発表し、減負政策の対象を拡大したことで、「校外での負担軽減」に向けた本格的な取り組みが始まったことを示している。さらに、2021 年には「双减」政策が導入され、宿題の削減、放課後サービスの充実、校外補習の規範化などを中心とした対策が積極的に推進された。

2. 減負政策の中で「校外補習教育機関」の出現

上記の政策を整理した結果、「減負」問題に関する最初の政策文書は 1955 年に発表されており、それ以来、主に学校内の問題に焦点が当てられ、特に宿題負担や成績評価の調整といったところに重点が置かれてきたことが明らかになった。2013 年になって初めて、政府は関連文書の中で「校外補習教育機関」に言及するようになった。また、2018 年に教育部弁公庁など 4 部門が発表した「小中学生の校外負担を実際に軽減し、校外教育機関の特別管理を行う通知」では、「近年、小中学生を対象とした校外補習教育機関が「受験」を目的とした指導を行っており、教育の原則や青少年の成長・発展の原理に反していると指摘している。このことは、学校における正常な教育秩序に影響を及ぼし、生徒の課外負担を増加させ、家庭の経済的負担も増大させる結果となっており、社会から強い反響を呼んでいる。」と述べている。

それでは、中国政府が「減負」の焦点を校内の問題から徐々に校外へと移行するに至った理由は何であろうか。この背景と要因についてさらに深く掘り下げて検討を行う。

(1) 重点校政策の遺留問題：義務教育資源の不均衡

1950 年代、中国では経済回復が進む中で、人材の需要が急激に高まっていた。しかし、当時の教育資源は限られており、人材を十分に育成する余力はなかった。この課題に対応するため、政府は限られた教育リソースを効果的に活用する方針を採用し、「重点校」政策を推進した。優秀な学校に資源を集中させ、短期間で質の高い人材を育成することで、経済建設のニーズに応えようとしたのである。1953 年には、教育部が全国の中学校や師範学校を対象に「重点校」の選定を行い、全国で 194 校が指定された（譚曉玲・王愛云, 2016）。この政策により、一部の学校では教育の質が向上し、人材育成に一定の成果を上げた。しかし、その一方で、都市と農村、学校間の教育格差が拡大し、不平等が深刻化する結果を招いた（王善迈, 2007）。こうした弊害を是正するため、1990 年代以降、政府は義務教育段階における「重点校」の廃止を目指し、さまざまな政策調整を行ってきた。しかし、「重点校」は学校施設や教員の質、進学実績などにおいて依然として他校に比べ優位性を持ち続けており、この状況は今後も継続すると予想される。現在、法律上は義務教育段階での「重点校」の設置

は禁じられているが、名目上は廃止されているものの、実質的には依然として存在している（軒穎，2012）。

重点校政策による教育資源の偏在を是正するため、政府はさまざまな対策を講じてきた。その中でも特に重要な施策の一つが、中学校の入学試験を廃止し、「就近入学」政策を全面的に推進することであった。1983年に発表された「普通中学校の教育の質をさらに向上させるための教育部の意見」では、中学校において進学試験を原則として実施しないことが提案され、あらゆる形式の選抜試験が明確に禁止された。さらに、1986年に制定された「中華人民共和国義務教育法」において、初めて「就近入学」が法律として明記され、「地方各級人民政府は小学校および中学校を合理的に設置し、少年および児童が就近入学できるようにすること」と規定された。2006年の法改正では、「地方各級人民政府は、適齢の児童および少年が戸籍所在地の学校で就近入学できるよう保障すること」と一層具体的に示され、適齢児童の公平な教育機会を保障する取り組みが強化された。

しかし、限られた優良校を巡る競争の中で、多くの保護者は金銭や権力を駆使し、自分の子どもを重点校に入学させようとするようになった。その中で、「占坑班」（入学枠確保クラス）と呼ばれる現象が都市部を中心にみられるようになった。「占坑班」とは、公立学校が自ら、または民間補習教育機関と連携して開設する小学生向けの学科補習クラスを指す。このクラスでは複数回の試験が行われ、優秀な成績を収めた小学生は「点招」により当該公立学校に入学できる仕組みとなっている（姜天海，2011）。調査によれば、「占坑班」で開設されている高難度のカリキュラムは、すでに小学生の心身の健康に悪影響を及ぼしている。また、「占坑班」が徴収する高額な費用は多くの保護者にとって大きな負担となっている（工人日報，2011）。

2011年2月、教育部基礎教育一司副司長の王定華は記者会見で、「占坑班」の是正が重要な課題であると述べた。教育部の観点では、「占坑班」と学校の入学選抜との関係を適切に管理することが重要であるとされ、さらに校外補習教育機関が子どもの健全な発展に悪影響を及ぼす可能性があることも指摘された。こうした問題に対処するため、関係部門は全国規模で家庭教師および補習教育の実態調査を開始した。この調査は、校外補習教育機関に対する政策を策定する上での重要な基盤となった。

（2）校内での負担軽減：教育の需要と供給の不均衡

前節で述べたように、中国政府は1950年代から義務教育段階の生徒における過重な負担、特に校内での負担に注目し、対応策を講じてきた。この問題に対応するため、国家および地方の教育行政部門は一連の政策文書を次々と発表し、生徒の校内学習時間、宿題の量に関して厳格な規定を設けた。1990年6月4日には、当時の国家教育委員会が「学校衛生作業条例」を發布し、その第五条で「学校は生徒の学習時間を合理的に配分し、小学生の在校時間を6時間以内とする」と明記された。その後、2009年には、教育部が「小・中学校の管理を強化し、規範に基づいた教育活動を推進するための指導意見」を発表し、学校に対し「科学的に生活リズムを調整し、生徒の過重な学業負担を軽減する」ことを求めた。これにより、多くの小学校では下校時間を午後3時から4時半の間に調整し、生徒の在校時間を短縮する取り組みが進められた。しかし、下校時間が多くの保護者の勤務時間と重なることで、放課後に子どもを迎えに行けない保護者が増え、「3時半問題」と呼ばれる現象が発生した。この結果、小学生の放課後における託児サービスへの需要が徐々に高まっていた。

保護者が子どもの放課後ケアに外部支援を必要とする場合、その支援の提供主体は、学校による放課後サービス、民間教育機関、祖父母のサポートの三つに大別される。一部の義務教育学校では、放

課後に有料補習を提供している（楊啓光・朱純潔, 2014）。しかし、校内での有料補習が禁止されていることや市場経済の影響を受け、一部の校外教育機関がこの機会を利用して急速に成長し始めた。もともと民間の託児機関は、放課後に子どもたちへ安全な見守りと自習の環境を提供することを主な目的としていたが、成績向上への期待が高まるにつれ、これらの機関は補習サービスも提供するようになっていた（晋銀峰・孫冰冰・張孟英, 2021）。

校内時間の短縮は、生徒の学習負担を軽減することを目的としていた。しかし、学校内の放課後サービスが十分に整備されなかったため、多くの生徒が校外の教育機関に通い続け、補習を受けるようになった。その結果、校内での学習負担は名目上は軽減されたものの、実際には校外で継続される形となった。このような現象は、減負政策の本来の目的から大きく逸脱しているだけでなく、保護者にとっても校外補習に伴う経済的な負担が増大する要因となっている。結果として、減負政策の理念が形骸化しつつあることが懸念されている。

小結

中学校の入学試験の廃止や小学校の在校時間の短縮は、本来、政府が生徒の負担を軽減し、より健全な学習環境を提供するために講じた措置であった。しかし、これらの政策の実施により、生徒が補習教育機関に向かう傾向が強まり、結果として補習教育市場の急速な拡大を招く事態となった。この現象は、教育の主な場である学校の地位を揺るがし、教育資源の外部化や公私間の教育サービスにおける不均衡といった問題を引き起こしている。こうした状況を受け、政府は校外補習教育機関の急速な拡大を抑制するための措置を講じ、全面的な負担軽減の実現を試みている。しかし、この政策方針は学校と校外補習教育機関の間に緊張関係を生み出し、両者の対立を深める結果となっている。次章では、中国政府による私的補習教育機関の管理政策を整理し、中国における学校教育と補習教育の関係がどのように変容してきたかについてさらに考察していく。

第2章 中国における学校教育と補習教育の関係変容

新中国成立直後、戦後の荒廃した社会の再建に取り組む中で、多くの課題に直面していた。教育分野でも、学校の設立に多額の資金が投入されていたが、急増する就学者数への対応は依然として大きな課題であった。一方で、女性の生産活動への積極的な参加が進むにつれ、放課後の子どもたちに対する適切なケアや教育指導の不足も深刻な問題として浮き彫りになっていた（韓克慶・武文青, 2012）。

教育資源が限られる中で、学校へのアクセスが困難な状況を緩和するため、多くの学校では「二部制」が採用されていた。これは、生徒を2つのグループに分け、午前と午後に交代で授業を受けさせる仕組みである。しかし、1日の半分を学校外で過ごす生徒の中には、行き場のない者も少なくなかった。当時、学校外で青少年を対象とした課外活動や教育の場は極めて限られており、生徒たちの放課後生活は乏しいものであった。こうした状況を受け、1950年代中頃、中国共産主義青年団中央委員会は代表団をモスクワの「少年の家」に派遣し、ソビエト連邦の青少年教育の経験を学んだ（劉錚・劉澤, 2021）。その後、各省で「少年宮」や「少年の家」の設立が進められ、子どもたちに遊びや学びの場を提供することが目指された。1953年6月1日には、新中国初の少年宮が上海に正式に開設され、その後わずか数年で、全国に130を超える少年宮やその他の学校外教育機関が設立された。

(楊小敏・趙海艳, 2009)。

少年宮は、学校と連携しながら共産主義思想の教育をはじめ、文化・科学、労働、生産活動、スポーツ、美術など、多岐にわたる教育活動を通じて、生徒の全人的な発達を促す役割を担っていた。また、生徒の興味や特技を育成し、学校外での生活をより豊かにするためのさまざまな活動を提供していた(許徳馨, 2000)。この期間、少年宮の人員配置や資金管理は主に各級の教育行政部門が担当し、地方政府は限られた資源の中で最大限の努力を払っていた。政府からの人員や資金支援に加えて、社会からの物資寄付も重要な運営資源となっていた(韓克慶・武文青, 2012)。

しかし、「文化大革命」の影響により、少年宮の教育内容や活動は次第に本来の目的や方向性から逸脱し、「階級闘争を中心とする教育」の色彩が強まっていった。その結果、少年宮の役割は完全に否定され、教育の場は破壊された(劉錚・劉泽, 2021)。

1. 学校教育の補充としての萌芽期 (1978-1992)

時期	法・政策文書	策定部門	内容
1980年 10月	「青少年のための文化活動場所の解決策についての意見」	教育部、全国科学技術協会、全国総工会、共産主義青年団中央委員会	青少年の文化活動場所を占有している機関は、期限内に返還する。新たな活動場所の拡張や新設を進める。
1982年 12月	「中華人民共和国憲法」	全国人民代表大会	国は集団経済組織、国家企業、事業組織、その他の社会組織を法律に基づいて各種教育事業を行うことを奨励している。
1985年 5月	「中共中央の教育制度改革に関する決定」	中共中央	学校教育と学校外、学校後の教育を並行させる。学校外教育を学校内教育と同じく重要な位置に置き、学校外教育の展開と向上に重点を置く。
1987年 7月	「民間による教育事業に関する若干の暫定規定」	教育委員会	社会組織教育事業が中国の教育事業の一部であり、国家による教育の補完である。基礎教育、自学試験のための補習学校(クラス)、および継続教育の研修クラスなどが推奨される。

文化大革命の10年間で、中国では深刻な人材不足に直面していた。1977年の冬には大学入試制度が復活され、570万人の受験生が10年間閉鎖されていた試験場に入場した。その後、教育部が発表した「全日制中学暫行工作条例(試行草案)」(1978年)などの文書により、学校教育の秩序の回復が進められた。一方で、大学入試制度や小・中学校の重点学校制度の復活は、進学競争の激化を招くこととなった。

1978年には小・中学校の思想政治教育に関する座談会が開催され、「校外教育機関の復活と強化、少年宮、図書室、閲覧室、クラブ、運動場など校外活動の場の拡充」が提案された。しかし、公立の校外教育機関の数は限られていたため、補習教育や家庭教師への需要が増加した。同年、北京では定年退職した教師たちが各種試験の受験者向けに補習クラスを開講した(任超俗, 1979)。この動きは北京にとどまらず、全国各地へと広がり、多くの地域で次々に補習クラスが設けられた。これらの補習クラスは、高校進学を目指す生徒だけでなく、高校進学が叶わなかった中学校卒業生や就労年齢の若い中学校卒業生にも、継続的な学習の機会を提供していた。こうした取り組みは、校外補習教育機関の初期形態を具現化したものといえる(楊永梅, 2014)。

1980年に施行された「青少年の文化活動場所の問題を実質的に解決するための意見」という政策は、学校外教育機関に新たな発展の機会をもたらした。この通知では、少年宮をはじめとするすべての校外活動施設の復活が求められ、学校外教育が社会全体に向けた人材育成の重要な役割を担うべきであることが強調されている。また、この「育成」は、学校教育の「再補充」の役割に基づいて行われるべきであると指摘された。

中国の憲法第19条によると、国家は社会主義教育事業の発展を促進し、国民全体の科学文化水準を向上させる責務を負っている。また、国家は集団経済組織、国営企業、事業組織、その他の社会的団体が法律に基づいて各種教育事業を展開することを奨励している。このように、教育分野において国家の役割は中心的であるものの、教育事業の多様化や質の向上を図るため、非政府組織や民間セクターも重要な役割を果たすことが法律で認められている。

改革開放の進展に伴い、1985年に「中共中央による教育体制改革の決定」が発表された。この決定では、「学校教育と校外・放課後教育を並行して推進すること」及び「校外教育を学校教育と同等に重要視し、その発展と質の向上に重点を置くこと」が強調されている。この方針により、教育の機会を学校の教室に限定せず、学校外へと広げることが求められるようになった。これにより、多様な形式や規模の学校外教育施設の設立が大きく促進された。

1970年代末から90年代初頭にかけての約15年間、中国における補習教育の萌芽期であった。この時期、参加者は限られていたものの、校内外で実施される補習教育は徐々に人々に受け入れられ、教育形態の一つとして浸透し始めた。この時期の補習教育は、主に正規の学校に所属する教員が担当し、教育施設も正規の学校に依存していた。このように、補習教育機関はまだ十分な市場を形成していなかったものの、初期段階の基盤を築くことができた。また、この時期の補習教育は、校外教育の一部として位置づけられ、独立した教育形態としてはほとんど注目されていなかった。

2. 学校から独立する転換期（1993-2001）

時期	法・政策文書	策定部門	内容
1993年 3月	「中国教育改革及び発展の概要」	中共中央国務院	民間教育事業について積極的に奨励し、強力に支持し、正しく導き、管理を強化する。
1995年 3月	「教育法」第25条	全国人民代表大会	国家は、企業、公共団体、その他の社会組織及び市民個人が法律に基づいて学校及び他の教育機関を設立することを奨励する。どの組織や個人も、利益を目的として学校や他の教育機関を設立することは禁じられている。
1997年 1月	「義務教育段階における学校運営行為の規範に関する若干の原則意見」	教育委員会	どのような形式の学校であっても、党の教育方針を実施し、国家の関連法律や規則を遵守している限り、我が国の社会主義基礎教育事業の一部であるとされる。義務教育段階の公立小・中学校は、校内に私立学校または私立クラスを設立してはならず、これらを元の公立学校から分離し、独立して運営することを求める。
1997年 7月	「民間办学条例」	中共中央国務院	社会組織が義務教育を実施する教育機関を設立することを、義務教育の補完として推奨する。社会組織による教育機関の設立は営利を目的としてはならない。

1999 年 6 月	「教育改革を深化し、総合的な素質教育を全面的に推進する決定」	中共中央国 務院	政府は積極的に社会組織を奨励し、多様な形式での学校運営を推進し、国民の増え続ける教育ニーズを満たすことを目指す。政府主導の学校運営を中心とした、公立学校と私立学校が共に発展する体制を形成させる。国家の関連法律規則に適合するあらゆる学校運営形式について大胆に試みる。
---------------	--------------------------------	-------------	--

1993 年 3 月 29 日、「社会主義市場経済」が第 8 回全国人民代表大会において中国の憲法に明記された。これにより、中国社会全体が大きな変革期を迎え、教育分野もその例外ではなかった。同年、中国政府は「中国教育改革及び発展の概要」を通過し、その中で民間教育事業について「積極的に奨励し、強力に支持し、適切に指導し、管理を強化する」という方針が掲げられた。

1990 年代の全国平均では、中学校進学率が 74.6%、高校進学率が 40.6%、大学進学率が 27.3%であったが、1995 年にはそれぞれ 90.8%、50.3%、49.9%へと上昇した²。進学率の向上に伴い、より多くの人々が高校進学を希望するようになったものの、高校の既存の教育環境や設備では急増する入学需要に十分対応できない状況が続いていた。その結果、多くの学校が進学率向上を目的として、通常の授業時間外に補習教育を実施するようになった。この時期における校内補習の変化と特徴について次のように述べられている（張源平, 1991）：一つ目は、補習の対象が拡大した点である。従来は成績不振の生徒を対象としていたが、次第にすべての生徒が対象となった。二つ目は、補習時間が徐々に延長された点である。三つ目は、補習費用が高額化している点である。一部の学校では新学期が始まるとすぐに「補習費」を徴収する制度が導入された。四つ目は、補習の内容が主に新しい授業内容を扱う「予習」へと変化した点である。

特に注目すべきは、1997 年に教育委員会が発表した「義務教育段階における学校運営行為の規範に関する若干の原則意見」である。同文書では、政府が社会資源（民間）を活用した学校設置・運営を積極的に推奨する一方で、「義務教育段階の公立小・中学校において私立学校や私立クラスを設置してはならず、これらは公立学校から分離し、独立して運営すべきである」と明記している。同年、国務院が発布した「民間办学条例」の第 5 条では、「民間は職業教育、成人教育、高等中等教育、および幼児教育を主軸とする教育機関を設立すべきである」と規定された。また、国家は社会組織（民間）による義務教育機関の設立を、国家主導の義務教育を補完する形で推奨するとされている。

公立学校による補習活動が禁止される一方で、民間による学校運営が推奨されるという対照的な政策のもと、従来は学校内で行われていた補習活動が徐々に学校外へと移行していった。このような状況の中で、1990 年代後半には、中国では「新東方」に代表される最初の本格的な私的補習教育機関が誕生した。

² 「1990 年全国教育事业發展統計公報，中国教育网，https://www.eol.cn/shuju/tongji/jysy/202007/t20200721_1739487.shtml，2024 年 5 月閲覧。

3. 急速な成長期（2000-2007）

時期	法・政策文書	策定部門	内容
2001	「中国児童発展綱要（2001-2010年）」	国務院	地域社会における子どもへのサービス、管理、教育の機能を強化する。農村地域の子ども向け科学・文化パークの建設を推進する。子どもの活動場所の管理を強化し、社会的効果を高め、段階的に社会公益施設を子どもに無料開放することを目指す。
2002年 12月	「中国民間教育促進法」	教育部	国家は、民間教育に対して積極的に奨励し、強力に支援し、正しく指導し、法に基づいて管理する方針を実施する。民間学校が学歴教育を受ける学生から徴収する費用の項目と基準は、各学校が自主的に定める。民間学校は、運営コストの控除、発展基金の確保、ならびに国家の関連規定に基づいて必要な費用を差し引いた後、出資者が運営余剰から合理的な利益を得ることができる。
2004	「公益性文化施設を未成年者に無料で開放するための実施意見」	文化旅游部、国家発展改革委員会	公益性の文化施設は未成年者を含む社会的なグループに対して無料または割引で開放されるべきである。さまざまな未成年者の特性を考慮して、さまざまな措置を講じ、内容が新鮮で形式が新しい、魅力的な文化芸術活動を慎重に設計し、組織する。
2004年 3月	「中華人民共和国民間教育促進法施行条例」	国務院	国家機関以外の社会組織または個人は、非国家財政性資金を利用して、各種の民間学校を設立することができる。各年度の終了時、出資者が合理的な利益を得ることを求める。民間学校は、年度純利益から年度純資産の増加額または純利益の25%以上の割合で発展基金を取り分け、学校の建設、維持および教育設備の整備・更新等に使用しなければならない。
2006	「未成年者の校外活動施設の建設と管理業務をさらに強化し、改善するための意見」	中共中央、国務院	各種校外活動施設は、学校の校外活動のニーズに応じて、活動内容を適時に調整し、学校教育と有機的に結びつく。校外活動と学校教育が相互に補完し、相互に促進するようにする。
2007	「教育部事務局が2007年の夏休み期間中の未成年者の校外活動場所に関する業務を適切に行うための通知」	教育部	未成年者の校外活動場所は、活動場所を他の用途に転用しない、利益を目的とした営利活動を行わない、学校の授業と全く同じ内容の知識学習を行わない、未成年者が校外活動に参加する際の障壁を設けない。

1990年代の後半における中国の教育は、国際水準にはまだ遠く達していない状況であった。当時、年間約1,400万人の中学卒業生のうち半数が高校進学を果たせず、さらに350万人の高校卒業生のうち約70%が大学進学の間には大きなギャップが存在し、社会の期待に十分応えられていなかった。加えて、1997年のアジア金融危機は若年層の就職環境を一層悪化させる結果となった。こうした問題への対応策として、中国政府は高等教育の拡大を推進した。この政策には、若者の就職難の緩和に加え、教育分野への投資拡大を通じて国内消費を刺激する狙いがあった。その結果、1998年に63.8%だった高校卒業生の大学進学率は2005年には76.3%に上昇し、中学卒業生の高校進学率も同期間に50%から70%へと大幅に増加するなど、高等教育の大衆化が進展した（白春礼, 2023）。しかし、進学率が向上する一方で、教育の質が経済社会の発展ニーズに追いついていないことや、教育資源の不足といった新たな課題が浮き彫りとなった。

この時期、政府は未成年者向けの公益の校外活動施設の建設に資金を投入するだけでなく、社会組

織や個人による校外教育機関の設立も積極的に奨励していた。2002年12月に公布された「中華人民共和国民間教育促進法」では、民間教育機関に対して「積極的に奨励し、大規模に支援し、適切に指導し、法に基づき管理する」という方針が明示された。また、民間学校が受講生から徴収する費用の項目や基準については、各学校が「自主的に定める」ことが認められている。さらに、2004年3月、国務院は「中華人民共和国民間教育促進法施行条例」を公布し、出資者が運営による余剰金から「合理的な利益」を得ることができることが明確にされた。

「自主的に定める」「合理的な利益」という概念については賛否があるものの、義務教育段階における営利目的の補習教育機関の設立の合法性問題を一定程度解消し、その発展に制度的な基盤を提供する役割を果たした。この規定は、中国における教育産業の資本化の契機となり、補習教育機関は急速な成長期に突入することとなった。中国の補習教育市場における主要企業としては、中公教育（1999年設立）、学大教育（2001年設立）、好未来（2003年設立）、网易有道（2006年設立）などがあり、これらの企業はほぼ同時期に設立された。また、新東方は2006年に米国で株式上場を果たし、業界内外から大きな注目を集めた。

4. 学校と暗闇の中で「協力」する混乱期（2008-2017）

時期	法・政策文書	策定部門	内容
2008年 3月	「2008年における教育費の規範化と教育に関する不正料金の更なる取り締まりに関する実施意見」	教育部	学校や教師が、社会の教育機関と協力して、学生に対して料金を徴収する各種の有料補習クラスを開催することを厳禁する。学校が単独で、あるいは共同で、または民間補習教育機関に委託して、学生選抜を目的とした各種の補習を行うことを禁止する。
2010年 7月	「2010年国家中長期教育改革および発展計画綱要（2010-2020年）」	中共中央、 国務院	教育の公益性原則を堅持し、政府主導、社会参加、多様な主体による学校運営、多様な運営形式を備えた活気ある学校運営体制を健全化し、政府主導の学校運営を主体とし、社会全体が積極的に参加し、公立学校と民間教育が共に発展する構造を形成する。各種の私的補習教育機関および補習教育市場の規範を整備し、校外活動施設の建設と管理を強化し、学生の課外および校外活動を充実させる。
2012年 9月	「国務院による義務教育の均衡発展を深く推進する意見」	国務院	補習教育市場の規範化を強調しており、学校がいかなる形であっても、生徒選抜を目的とした補習クラスを開催することを禁止する。また、公立学校が補習クラスの開催や試験などを通じて入学選抜を行い、料金を徴収する行為について厳しく取り締まることを求める。
2013年 2月	「小・中学生校外補習教育機関自律公約」	中国民間教育協会	募集や運営、教育の質といった面で規範となる原則を提示している。
2014年 4月	「2014年教育費の規範化と教育に関する不正料金の取り締まりに関する実施意見」	教育部5部門	「授業内容の校外補習」、「学校が組織する有償補習への参加」、「教師が民間教育機関で生徒に対して有償補習を行うこと」、「学校が民間教育機関を通じて有償補習を行うこと」、「保護者協会などの形を利用して有償補習を組織すること」といった問題を取り締まりの重点として扱うことが求められる。

現代中国の「減負」政策下における学校教育と補習教育の関係構造

2015 年 7 月	「小・中学校および現職の中小学校教師による有償補習を厳禁する規定」	教育部	有償補習に関する 6 つの禁止事項を提示。
2016 年 10 月	「補習教育機関教師専門基準」および「補習教育機関教師専門レベル評価基準」	中国教育学会	補習教育機関教師の評価システムを構築し、等級認証を実施した。(これは、中国教育学会が独立した第三者として、初めて補習教育機関の教師を専門的な評価体制に組み入れたものであり、我が国の補習教育業界における教師の発展史上、画期的な出来事である。)
2017 年 9 月	「教育体制メカニズム改革の深化に関する意見」	中共中央、 国務院	学校外補習教育機関の補習範囲と内容を規範化し、その運営資格を厳格に審査する。
2016 年 11 月	「民間教育促進法（修正）」	全国人民代表 大会常務 委員会	民間学校の料金徴収の項目と基準は、運営コストや市場の需要などの要素に基づいて決定され、社会に公開されるとともに、関連主管部門の監督を受ける。非営利の民間学校の具体的な料金徴収方法は、各省・自治区・直轄市の人民政府が定める。一方、営利の民間学校の料金基準は市場によって調整され、学校が自主的に決定する。

国家が民間による学校設立を奨励する政策のもと、補習教育産業は前例のない拡大を遂げてきた。2016 年 12 月 27 日に中国教育学会が発表した「中国補習教育業界および補習教育機関教師の現状調査報告」によると、中国の小・中学校における学校外補習教育業界は既に巨大な市場に成長していた。2016 年時点で市場規模は 8,000 億元を超え、延べ 1 億 3,700 万人以上の生徒が参加し、補習教育機関に従事する教師は 700 万から 850 万人に達していた。

しかし、政府による校外補習教育機関への認識が不十分であったため、私的補習教育は教育システムの中で周縁的な位置に置かれ続けた。その結果、補習教育機関の急速な発展と拡大に伴い、さまざまな教育的・社会的問題が深刻化し、広く注目されるようになった。問題の一つとして、一部の補習教育機関と学校教員の間で密かな「協力関係」が形成されていることが挙げられる。たとえば、補習教育機関が偏差値の高い学校の教師を招いて授業を担当させ、「名師」として宣伝することで生徒を集めるケースや、一部の教師が自らの教え子を特定の補習教育機関に紹介し、その見返りとして手数料を受け取る事例も報告されている。また、多くの補習教育機関において、補習の効果を誇張する虚偽広告が横行している。さらに、補習教育機関の料金設定に関しては統一基準がなく、各機関が独自に料金を設定しているため、不透明な状況が生じている。2017 年の中国教育財政家庭調査によれば、小・中学生が学科系私的補習に費やす平均費用は 5,021 元であった。同年の国民 1 人あたりの可処分所得が 25,974 元であることを考えると、補習費用はその約 5 分の 1 を占めていることになり、家庭にとって大きな経済的負担であることが明らかである。

こうした状況を受け、政府は関連政策の策定に着手し、校外補習教育機関の規範化に向けた取り組みを強化するようになった。その第一歩として、校外補習教育機関と学校、ならびに学校教師との間に存在する利益関係の是正に焦点を当てた。例えば、2008 年に発表された「教育料金の規範化および教育の不正料金に関する更なる是正実施意見」では、「義務教育段階の学校は有料の補習クラスを開催してはならない。学校や教師が、生徒から料金を徴収する形で民間教育機関と協力して補習クラスなどの有料講座を実施することを禁止する」と明記されている。この文書は、それまで校内の教

育料金に焦点を当てていた規制から一步踏み出し、初めて民間補習教育機関に直接言及したという点で画期的であった。さらに、2012年に発表された「義務教育の均衡ある発展を深く推進するための国务院の意見」でも、学校が単独で、あるいは民間の補習教育機関と連携・委託して、生徒選抜を目的とする各種の補習クラスを開催することを禁止する」と明記されている。政府は一貫して「公立学校や教師による有償補習の禁止」を掲げているが、高額な利益構造が背景にあることから、規制を無視した違反行為は後を絶たないのが実情である。

政府は一連の政策が発表される中で、一部の民間組織も規範整備に取り組むようになった。その中でも特に注目すべきは、中国民間教育協会と中国教育学会の取り組みである。2013年2月、中国民間教育協会は「小中学生向け校外補習教育機関の自律公約」を発表し、資格、サービス、質、料金、安全など、8つの項目にわたって校外補習教育機関の運営基準を明示した。この公約には、新東方、巨人、学而思教育など主要補習教育機関17社が最初に署名した。さらに、2016年10月には中国教育学会が「補習教育機関教師専門基準」および「補習教育機関教師専門レベル評価基準」を策定し、これに基づき、補習教育機関教師の専門性を評価するシステムが構築された。

2016年、中国全国人民代表大会は「民間教育促進法」の改正を提案した。この改正では、第38条において民間学校の料金基準が以下のように見直された。すなわち、民間学校が徴収する費用の項目と基準は、運営コストや市場需要などを考慮して決定されることになり、これを社会に公表するとともに、主管部門の監督を受けることが義務づけられた。また、非営利の民間学校における具体的な料金設定は各省・自治区・直轄市の人民政府が定めることとされ、営利の民間学校の料金基準は市場によって調整され、学校が自主的に決定するものとされた。今回の改正により、民間教育機関は営利性と非営利性に明確に区分された。

2008年から2017年にかけては、学校と校外補習教育機関の間に曖昧な利益関係が浮き彫りとなり、両者が暗黙の「協力」によって結びつく混乱期であった。一方で、政府の対応は公立学校と補習教育機関との利益関係の是正に重点を置いており、補習教育そのものには十分に踏み込めていなかった。

5. 学校との対立期（2018-現在）

時期	法・政策文書	策定部門	内容
2018年 2月	「小・中学生の学校外負担を 着実に軽減し、学校外補習 教育機関に対する特別取り 締まり行動を実施する通知」	教育部など 四つの部門	6つの不適切な行為に焦点を当て、学校外補習と校内の教育・授業の行為の両方を改善する。
2018年 8月	「学校外補習教育機関の発展 を規範化するための意見」	国务院	近年、一部の校外補習教育機関が「受験」を目的とした補習を行い、その結果、小中学生の課外負担が過度に増加し、家庭の経済的負担も増し、健全な教育環境を損なう事態となっており、社会から強い批判を受けている。
2018年 12月	「民間教育促進法（修正）」	全国人民代表 大会常務 委員会	非営利の民間学校の設立者は、運営による利益を得ることができず、学校の運営余剰金はすべて教育活動に充てられる。一方、営利の民間学校の設立者は運営による利益を得ることができ、学校の運営余剰金は会社法などの関連法律および行政法規に基づいて処理される。

2019 年 7 月	「学校外オンライン補習の規範化に関する実施意見」	教育部 6 部門	学校外オンライン補習を法に従って監督・管理し、学校外オンライン補習教育機関が業界の自律を強化し、秩序ある補習教育事業の展開を推進することを目指すべきである。
2020 年 10 月	「中華人民共和国未成年者保護法」	司法部	幼稚園や学校外補習教育機関は、学齢前の未成年者に対して小学校の課程教育を行ってはならない。また、学校や幼稚園は学校外補習教育機関と協力して未成年者に有償の課程指導を提供することも禁止する。
2021 年 4 月	「民間教育促進法施行条例（修正）」	国務院	非営利の民間学校が徴収する費用および活動の資金取引は、関連主管部門に登録された口座を使用しなければならない。主管部門はその口座を監督するものとする。営利の民間学校の収入は、すべて学校が開設した銀行決済口座に含める必要があり、運営余剰金の配分は年度の財務決算後に行われなければならない。
2021 年 7 月	「義務教育段階での児童生徒の宿題負担と校外補習の負担を軽減するための意見」	中共中央、 国務院	我が国における最も包括的かつ体系的な校外教育機関の管理文書でもあり、その目的は、学生の負担を軽減し、学生の全体的かつ健全な発展を促進することにある。また、校外教育が引き起こす教育格差を改善し、保護者の教育に対する不安を緩和することを目指す。
2021 年 9 月	「学校外補習教育機関従業員管理方法（試行）」	教育部	校外補習教育機関の監督司を設立し、従業員に対して明確な要求を提示した。これにより、校外補習教育機関の管理体制が強化され、従業員の資格や行動基準が規範化されることが期待される。

2018 年 2 月、教育部をはじめとする 4 部門は「小・中学生の学校外負担を着実に軽減し、学校外補習教育機関に対する特別取り締まり行動を実施する通知」を発表し、これにより全国規模での学校外補習教育機関に対する是正措置が正式に開始された。同年 8 月、国務院弁公庁は「学校外補習教育機関の発展を規範化するための意見」（以下は「意見」）を発表した。これは、中国における学校外補習教育機関の規制を初めて国家レベルで明文化した文書であり、補習教育の是正が制度的な枠組みの中で本格的に始動したことを示している。「意見」では、私的補習教育機関の設置基準が厳格化され、基準の策定権限が省級教育部門に委譲された。各省級教育部門は関連機関と連携し、地域の実情に即した設置基準を検討・制定することが求められている。また、施設の立地、教職員の資格、管理条件などについて最低限の要件が明確に定められた。補習活動の規範化についても、教育内容、補習時間、宣伝方法、料金設定に関して具体的な基準が設けられ、特に、補習内容は国家のカリキュラム基準を超えてはならないことが強調されている。2018 年末までに、全国で計 401,050 カ所の私的補習教育機関が調査され、そのうち 272,842 カ所に問題があるとされた³。

「民間教育促進法」は 2018 年および 2021 年にそれぞれ改正が実施された。第 5 章「学校の資産と管理」において、2018 年版では「営利性民間学校の料金基準は市場に基づき調整され、学校が自主的に決定する」と規定されていた。一方、2021 年版では、「営利性民間学校の収入はすべて学校の銀行決済口座に組み入れ、年度の財務決算後に余剰金の配分を行う」ことが明文化された。この改正は、一部の教育機関設立者が巨額の利益を追求していた事例に対応するための措置であった。

³ 「这一年，学生减负攻坚克难」，中华人民共和国教育部，http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/201903/t20190313_373240.html，2024 年 6 月閲覧。

2021 年 7 月、中共中央弁公庁と国務院弁公庁は「双減」政策を発表し、学科系補習教育機関の新規設立の禁止、既存機関の非営利化、さらには上場や資金調達禁止といった具体的な措置が講じられた。「双減」政策の発表直後、教育業界大手 3 社の株価は急落し、1 日で総額 1092 億元の市場価値が失われた。特に、好未来が 70.47%、高途グループが 63.36%、新东方が 54.22%と大幅に下落し、各社は速やかに学科系補習教育事業の縮小と事業転換を迫られることとなった⁴。

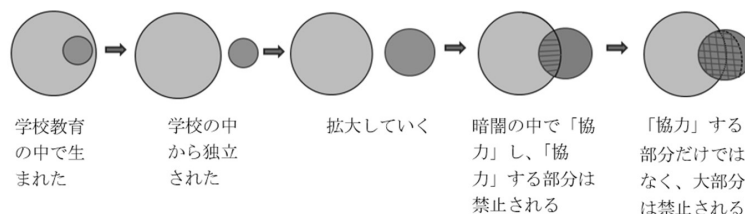
これらの政策を通じ、中国政府は補習教育産業の拡大を抑制し、学校教育を中心とした教育体制への回帰を図っている。しかし、国家レベルで実施された一連の厳格な規制や非営利化の推進により、補習教育の役割が大幅に制限され、補習教育機関が学校と対立する立場に追い込まれる状況が生じている。

小結

中国における学校教育と補習教育の関係は、その歴史的背景と政策的変化に伴い、補完的な関係から次第に対立的な関係へと移行してきた。改革開放初期には、公立学校の教育資源が不足していたため、補習教育は主に学校教育を補い、増大する教育需要に応える手段として萌芽した。1980 年代以降、民間による教育事業を奨励する政策のもとで、補習教育機関が次々と設立され、その規模は徐々に拡大していった。しかし、2000 年代以降、補習教育機関は急速な市場化と大規模化を遂げた結果、教育負担の増大や教育格差の拡大といった社会問題を引き起こした。このような状況を受け、政府は 2018 年以降、補習教育機関への規制を強化し、結果として補習教育機関が学校と対立する立場に置かれる状況が生じている。

中国における学校教育と補習教育の関係変容は、以下の図のように表現できる。

【図 2-1】中国における学校教育と補習教育の関係変容



しかし、補習教育機関を一方的に規制することが、果たして最善の策であると言えるだろうか。学校教育と補習教育の関係性については、他に模索すべき可能性がないのか慎重に再検討する必要がある。日本もかつては学習塾を全面的に批判する時代を経験したが、現在では学校と学習塾が連携し、協力関係を築く動向も見られる。次章では、日本における学習塾ブームの歴史を振り返りつつ、日本政府による学習塾への管理政策を考察する。また、現在進展している学校と学習塾の具体的な連携事例を取り上げ、その特徴や教育全体に及ぼす影響について検討する。

⁴ 「中国教育减负新政冲击波 培训机构股价暴跌千亿投资被困」, BBS NEWS, <https://www.bbc.com/zhongwen/simp/business-57961427>, 2024 年 6 月閲覧。

第3章 日本における「校塾連携」

1. 学習塾をめぐる教育政策

日本の学習塾は、1960年代の第一次ブーム、1970年代の第二次ブーム、そして1980年代から1990年代初頭の第三次ブームを経て、1990年代以降も成長を続けており、2000年代に入っても学習塾への関心は衰えていない（小宮山, 2000）。高嶋（2019）によれば、戦後日本における学習塾に関する教育政策は大きく3つの段階に分けられ、それぞれの段階において学習塾に対する社会的認識や政策の方向性は大きな変化を遂げてきた。

1970年代には、塾通いが子どもの生活時間の乱れを招くことや、偏差値重視の教育が社会的批判を浴びるようになり（早坂, 2017）、この時期は「乱塾時代」（毎日新聞社会部, 1977）と形容されるようになった。当時、文部省は学習塾を受験競争を助長する要因と捉え、1980年代までは塾に対して敵対的な姿勢を示していた。しかし、1980年代後半以降、学習塾への批判が続く一方で、塾を含む民間教育産業の役割について積極的な議論が求められるようになった。特に1999年の生涯学習審議会答申では、「過度の学習塾通い」が問題視されつつも、民間教育事業が多様な学習機会を提供し、学校外の学習環境の一つとして重要な役割を果たしていることが初めて公式に認められた。さらに、2000年頃からの「学力低下論争」を契機に、学習塾は学力形成の場として再評価されるようになり、文部科学省は学習塾に対し「受け皿」としての協力を呼び掛けた（岩瀬, 2006）。これにより、教育政策と学習塾の関係は「親和」的なものへと転換した（高嶋, 2019）。

現在では、学校と学習塾をはじめとする民間教育機関との連携が進み、その内容も多様化している。加えて、近年では非営利民間セクターに属する学習塾も増加しており、学習塾は必ずしも営利企業に限られなくなっている。それに伴い、私教育に対する公的支援も拡大する傾向が見られる（村山, 2020）。

2. 連携の事例

(1) 公教育の充実を図る

2013年11月、文部科学省は学校教育法施行規則を改正し、学校と地域や企業が連携して実施する土曜日の教育活動を推進した。現在では、一部の学校において学習塾の協力を得て、放課後や土曜日に任意参加型の補習授業を実施している。さらに、通常の授業に学習塾の教材や指導法を取り入れる取り組みも始まっている（学林舎, 2016）。

例えば、大阪府大東市⁵では、2010年から公益社団法人全国学習塾協会と連携し、「学力向上ゼミ」を開始した。このゼミは、市立小学校4～6年生および市立中学校の希望者を対象に市民会館で実施されている。授業は毎週土曜日に行われ、全国学習塾協会に所属する学習塾から派遣された講師が指導を担当し、年間カリキュラムの作成も同協会が担っている。運営費は市からの補助を受けており、一般的な学習塾よりも安価に受講できる仕組みとなっている。

⁵ 「未来の子ども達の学力向上ために」、公益社団法人全国学習塾協会 HP, <https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2018/02/gakuryoku-1.pdf>, 2024年11月閲覧。

また、佐賀県武雄市⁶では、民間学習塾「花まる学習会」と提携し、公立学校という「官」のシステムに「民」のノウハウや活力を融合させた日本初の「官民一体型」学校を創設した。具体的には、朝の15分間を活用し、短時間で基礎学力を養う「花まるタイム（モジュール授業）」を実施しているほか、2か月に1回、校庭や校外で自然に触れ合いながら学ぶ「青空教室」も開催している。これらの授業には地域住民が支援員として参加し、「花まるタイム」では子どもたちに声をかけながら丸付けを行い、「青空教室」では運営をサポートしている。「官民一体型学校」の基本構想は、花まる学習会の教材や指導法を活用することで、生徒の「生き抜く力」を育むことにある。しかし、地域住民が子どもたちと日常的に関わる機会を増やし、学校・地域・民間の三者が連携するようになったという予期せぬ「副次的効果」も生み出している（浜田・安藤・山下ら, 2018）。

（2）過疎地域における学習格差の是正—公設塾

2000年代以降、貧困と格差が社会問題として浮き彫りになる中、経済的・地理的な理由により通塾の機会を「奪われている」子どもたちの現状が深刻な課題として注目されるようになった（早坂, 2017）。このような状況を受け、一部の地方自治体では、学校外での教育機会を提供するため、学習塾などの学校外教育機関や地域住民と協力して運営する「公設塾」といった新たな取り組みが進められている。公設塾の運営形態には主に2つのタイプが存在する（照井・早坂, 2024）：一つは、自治体が指導者を直接雇用し、運営も自治体が担う「公設公営塾」である。もう一つは、自治体が施設を設置し、その運営を民間教育企業に委託する「公設民営塾」である。北海道足寄町の「足寄町学習塾」は後者に該当する。

北海道では過疎化が進行し、多くの市町村が小規模校の存続問題に直面しており、足寄町も例外ではなかった。2014年度には、足寄高校は入学者数と地元進学率が大幅に低下した。こうした状況を背景に、当時の安久津勝彦町長は足寄高校の存続を目的に「足寄町学習塾」の設置に着手した。「足寄町学習塾」は公設民営型の学習塾であり、足寄町が独自財源で運営費を負担し、管理・運営は株式会社 Birth47 に委託している。開校時間は平日の放課後及び土曜日で、町内外を問わず希望する生徒が無料で利用できる。この塾の設置により、足寄高校の入学者数は徐々に増加し、進学率も向上している（高嶋, 2021）。過疎地域における公設塾の設置は、都市と地方間における学力意識や学習機会の格差を是正する上で重要な意義を持つ。さらに、公設塾は地元学校の存続を支えるだけでなく、人口減少や若年層の流出といった過疎地域が抱える課題の解決にもつながり、地域の持続可能性の向上に寄与することが期待される。

（3）貧困対策としての塾代支援

近年、子どもの貧困問題は社会的に注目を集めている。日本政府は2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、翌2014年には「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。この大綱では、「子供の貧困対策に関する当面の重点施策」として「教育の支援」が重要な柱として掲げられている。文部科学省の「子供の学習費調査」によれば、世帯の年間収入が増加するにつれて、学習塾費を含む学校外活動費も増える傾向が見られる（佐久間, 2024）。つまり、経済的に厳しい家庭の子どもほど、学習塾や習い事に通える機会が限られてしまう。このような経済的な格差に対応す

⁶ 「公立学校と民間学習塾による〈官民一体型学校〉の創設について」、佐賀県武雄市教育委員会 HP, <https://www.city.takeo.lg.jp/information/docs/20140417smileedu01.pdf>, 2024年11月閲覧。

るため、一部の自治体では貧困世帯の子どもを対象に、通塾費用を補助する制度を導入している。

具体的な取り組みとしては、東京都の「受験生チャレンジ支援貸付事業」⁷、大阪市の「大阪市習い事・塾代助成事業」⁸、千葉県南房総市の「学校外教育サービス利用助成券」⁹などが挙げられる。これら三つの事例はいずれも、経済的困難を抱える家庭の子どもたちに対し、助成金の支給や無利子貸付を通じて学習塾、家庭教師、文化・スポーツ教室といった学校外教育へのアクセスを保障することで、教育機会の均等実現を目指している。

(4) 不登校ための支援

文部科学省が 2024 年に公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、2023 年度における不登校の小中学生数は過去最多の 34 万 6482 人に達した。また、不登校児童生徒の 61.2%が学校内外の機関で専門的な相談や指導を受けていることが明らかとなった。近年、不登校生徒への支援においては、フリースクールと学校、さらには学習塾による、3 者連携の新しい形態が取り上げられている（早坂, 2017）。

例えば、在宅学習を行う小中学生を主な対象としたオンラインスクール「クラスジャパン小中学園」は、三重県の学習塾「安藤塾」と提携し、ICT を活用した新しい学習スタイルを提供している¹⁰。この取り組みでは、オンラインでの学習支援に加え、実際の塾を「キャンパス」と位置づけ、対面での学習機会も確保している。クラスジャパン学園が提供する公教育で認可されたオンライン教材を用い、安藤塾において実践的な学習環境を整備していることが特徴である。出席および成績取得の要件である「学習レポート」については、クラスジャパン学園と安藤塾が共同で作成し、保護者が学校との連携を円滑に進められるよう支援を行っている。

3. 連携の特徴

(1) 政府や地方自治体主導の取り組み

日本における「校塾連携」は、政府や地方自治体が率先して提案を行い、民間学習塾との協力を呼びかけることは特徴である。例えば、佐賀県武雄市の「武雄花まる学園」では、市教育委員会が主導し、民間学習塾との連携を通じて新しい教育モデルを構築した。また、大阪府大東市の「学力向上ゼミ」も、学力低下への対策として市長が学習塾の活用を提案し、教育委員会との協力により実現した取り組みである。さらに、北海道足寄町の「足寄町学習塾」では、町長が高校の存続問題に対応するため塾の設置を提案し、民間企業との連携を積極的に推進した。これらの事例はいずれも、地方自治体が先頭に立ち、地域の教育課題に向き合い、民間の力を活用して課題解決に取り組む姿勢を示している。

(2) 個人や地域が抱える多様な課題に対応する姿勢

日本における「校塾連携」は、地域や個人が直面する多様な教育課題に対応し、教育機会の平等化を実現するために推進されている点も重要な特徴である。過疎地域では、人口減少や地理的な格差が教育機会の制約につながるが多く、その課題解決として公設塾の設置や無料で利用できる学習環

⁷ 東京都社会福祉協議会 HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/shikin/support.html>, 2024 年 12 月閲覧。

⁸ 大阪市 HP <https://www.juku-osaka.com/>, 2024 年 12 月閲覧。

⁹ 南房総市 HP <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000007632.html>, 2024 年 12 月閲覧。

¹⁰ クラスジャパン小中学園 HP, <https://www.cjgakuken.com/>, 2024 年 12 月閲覧。

境の整備が進められている。また、経済的な理由で通塾が困難な低所得家庭の子どもに対しては、各自治体が通塾費用の補助制度を導入することで、教育へのアクセスを保障し、経済的負担の軽減を図っている。さらに、不登校児童生徒への支援としては、学習塾・フリースクール・学校が連携し、オンライン学習や対面指導を組み合わせた柔軟な学びの場を提供している。

(3) 地域との連携

連携の特徴のもう一つは、学習塾と学校の協力にとどまらず、地域住民が教育活動に積極的に関与する点にある。「武雄花まる学園」では、地域住民が学校運営や授業に参加し、子どもたちとの日常的な交流を深める場が提供されている。一方、北海道足寄町の公設塾「足寄町学習塾」では、公設塾の設立を契機に町全体で学習環境を支える体制が整えられ、小規模校の存続支援や人口流出の抑制に寄与している。このように、学校・地域・民間が一体となった教育モデルの試みは、地域社会の持続可能性向上にもつながっている。

小結

本章では、まず日本における学習塾に関する教育政策の変遷を振り返り、日本政府が当初は民間学習塾を問題視しながらも、その役割や機能分担をいかに積極的に位置づけるべきか議論を深めてきたことが明らかになった。次に、現在の学校と学習塾の連携事例を、公教育の充実を目指す取り組み、過疎地域における学習格差是正を目的とした公設塾、貧困対策としての塾代支援、不登校児童生徒への支援の四つに分類し、それぞれ紹介した。最後に、このような校塾連携には、①政府や地方自治体が主導すること、②個人や地域が抱える多様な課題に対応すること、③地域住民が教育活動に積極的に関与することという三つの特徴があることを示した。

このような連携の取り組みには、教育の責任の所在が曖昧になることや学校への信頼低下といった懸念も指摘されており、その持続可能性について慎重な検討が求められる。しかし一方で、教員不足や多様化する教育ニーズへの対応といった現実的な課題に直面している中で、民間の力を借りることはやむを得ない選択であることも否めない。それでも、日本の事例は、学校と民間教育機関がどのように補完し合うかを考える上で、中国における学校教育と補習教育の関係構築に向けた一定の示唆を与えていると言える。

第4章 中国における学校教育と補習教育の関係構築

1. 中国における私的補習教育機関の公教育への進出

第二章で述べたように、中国における私的補習教育は、学校と水面下で「協力」していた時期もあったが、現在では「対立」の関係が顕著になっている。しかしながら、一部の大手教育産業は学校教育に関与し、教育格差の縮小を目指した取り組みも行われている。本節では、これらの取り組みを取り上げ、日本における事例との比較を通じて、その具体的な特徴を明らかにする。

(1) 新東方「キャンドルプロジェクト」¹¹

「キャンドルプロジェクト」は、2008年に中国民主同盟中央委員会（民盟中央）と新東方が共同で設立した教育支援プロジェクトである。このプロジェクトでは、毎年夏休みに新東方の優秀な教師ボランティアが選ばれ、へき地の教師を対象に専門的な研修を行っている。2024年8月時点で、新東方の教師ボランティアは延べ600名以上が全国29省（自治区・直轄市）を訪問し、約5万人の農村部の小・中学校教師と交流を行った。この研修では、学科教育、教養教育、家庭教育など多岐にわたる内容が提供され、へき地の教師が教育理念を見直し、教育方法を改善する支援が行われている。

(2) 好未来「春芽オンライン」¹²

「春芽オンライン」は、2017年に学而思（好未来の前身）の公益基金会によって設立されたデジタル教育公益プラットフォームである。「インターネット+教育」のモデルを通じて、教育資源の乏しい地域に質の高い教育を届けることで、農村部の教育振興を図っている。2021年7月、好未来は3人の教師を派遣し、広西三江県における15校の農村地域の小学校英語教師100名を対象に研修を実施した。研修内容として、生徒とのコミュニケーション、英語への興味喚起、ならびに「春芽オンライン」プラットフォームの活用方法が取り上げられた。また、好未来は三江県に対し、2000万元人民元（約4億円）相当のオンライン教育資源を寄贈し、県内の全ての教師と生徒が「春芽オンライン」プラットフォーム内の資源を1年間無償で利用できるようにした¹³。現在、「春芽オンライン」には約400のコースと6000本以上の動画が掲載されている。2024年時点で、「春芽オンライン」の利用者は19省56県に及び、1000以上の学校で活用されている。

(3) 滬江「互+計画」¹⁴

「インターネットを活用して質の高い教育資源を共有し、従来の教育方法を変革する」という理念のもと、滬江の創業者である伏彩瑞氏は2015年に「互+計画」を立ち上げた。「互+計画」は、インターネットを活用して全国の質の高い教育資源を結び付け、従来の教育のあり方を改革することを目的としている。2015年の開始以来、「互+計画」は全国の優れた教師たちと協力し、へき地の学校において科学、音楽、美術などの授業を提供することで、へき地の子どもたちが平等に質の高い教育を享受できる環境の構築が進められた。2018年8月時点で、「互+計画」は全国30の省に展開され、5000以上の小・中学校と連携し、15万人以上の教員と100万人以上の生徒に影響を及ぼしている。しかしながら、2018年以降、「互+計画」に関する資料や報道は徐々に減少し、その動向は次第に注目を集めなくなっている。

2. 進出の特徴

日本の事例と比較すると、中国における私的補習教育機関の公教育への進出には、大きく三つの特徴が見られる。

¹¹ 「“烛光行动”一十六年不忘初心 点亮乡村教育」，央广網，https://edu.cnr.cn/gc/20230724/t20230724_526342295.shtml，及び「2024“烛光行动”启动新东方17年持续助力乡村教育」，中国網，http://edu.china.com.cn/2024-08/13/content_117364331.shtml，2024年12月閲覧。

¹² 学而思公益基金会 HP，<https://www.talfoundation.org/index>，2024年12月閲覧。

¹³ 「国家移民管理局引进优质资源帮扶广西三江脱贫乡村小学英语教育」，国家移民管理局 HP，<https://www.nia.gov.cn/n897453/c1429342/content.html>，2024年12月閲覧。

¹⁴ 滬江 HP，<https://www.hujiang.com/about/>，2024年12月閲覧。

(1) 大手民間教育企業の主導

日本の連携は、政府や地方自治体が主導し、地域の教育課題を解決することを目的として進められている。一方、中国では、新東方、好未来、沪江といった大手民間教育機関が主導して展開されている点が特徴的である。これらのプロジェクトは、政府の関与が比較的少なく、企業が自らの教育資源を活用して農村部の教育環境を改善する公益活動として推進されている。

(2) 農村部における教育格差の是正を目的とする

日本の連携は、公教育の充実、過疎地域における学力格差の是正、貧困対策、不登校支援など、目的や形式が多様であり、それぞれの目的に応じた柔軟な取り組みが行われているのが特徴である。これに対し、中国における連携の目的は主に農村部の教育格差の是正に集中しており、農村部の教育資源不足を解消するため、農村教師への研修や指導を通じて、教授法の改善を支援している。

(3) 地域住民参入の欠落

日本の連携では、学校と学習塾に加え、地域住民も教育活動に積極的に関与している点の特徴である。学校教育を補完しつつ、地域社会全体での教育の質を向上させる仕組みが構築されている。一方、中国の事例では、地域住民の参入は見られず、企業と学校の連携が中心となっている。これは、中国の取り組みが全国規模で展開されることが多く、地域との連携よりも、広範囲にわたる教育リソースの配布や教師研修に重点が置かれているためと考えられる。

日本における連携との差異は、以下のようにまとめられる。

【表 4-1】日本の連携との比較

項目	日本	中国
主導者	政府、地方自治体	大手民間教育機関
目的	過疎地域、不登校、貧困など幅広い課題への対応	農村部教育格差の是正
実施方法	民間塾ノウハウの導入、公設塾、塾代助成、フリースクールとの連携	デジタル教材などを使う農村教師の研修
性質	地域住民や学校との連携を重視する地域密着型の支援	全国規模、企業の社会貢献活動として展開する広域支援

3. アンケート調査及びインタビュー調査の分析

(1) 調査概要

中国における学校と校外補習教育機関の連携の可能性を明らかにするためには、まず、生徒による補習の参加状況と、学校と校外補習教育機関の連携に対する大衆的な認識を把握する必要がある。そのため、筆者は河南省鄭州市における義務教育段階の生徒およびその保護者を対象にアンケート調査を実施し、さらに、中国および日本の民間教育機関の関係者に対して半構造化インタビュー調査を行った。

① アンケート調査

鄭州市をアンケート調査の地域として選定した理由は、主に以下の2点である。第一に、河南省は「高考地獄」と呼ばれるほど大学入試競争が非常に激しい地域である。毎年大学入試（高考）の受験者数は他省と比較して著しく多く、河南省の生徒は校外補習への需要が非常に高いと推測される。第二に、鄭州市は北京、上海、広州などと並び、全国の「双减」政策の試行都市の一つに指定されて

いる。鄭州市は比較的早期に「双減」政策改革を実施した都市であり、政策の導入前後の変化を明確に把握するための適切な対象地域と考えられる。

アンケートは、鄭州大学の教員の協力を得て、2024年12月6日に鄭州市の小・中学生及び保護者に配布した。2024年12月16日までに、保護者アンケート213件、生徒アンケート75件、合計288件の回答を回収することができた。

②インタビュー調査

2024年10月23日、日本の公益社団法人全国学習塾協会副会長であり、練成会グループ塾長を務める今村明広氏にインタビュー調査を実施した。今村塾長は1988年以来、36年間にわたり同グループの事業に携わってきた。学習塾に対する批判が盛んだった時代から、自治体教育委員会やNPOなどと連携する現在に至るまで、今村塾長自身も日本における学習塾に対する社会的な見方の変化を実感してきたと言えるだろう。

また、2024年12月13日に中国の民間教育機関で教員を務めるF先生にインタビュー調査を行った。F先生は、2021年に大学を卒業後、大手補習教育機関である「学而思」（現・好未来）に入社し、中学校および高校の英語を担当していた。しかし、1年後に「双減政策」が正式に施行されたことで、失業を経て再び教育の現場に戻った。

(2) 調査内容

ここでは、アンケート調査の結果を基に、さらにインタビュー調査で得られた2名の先生の発言を踏まえつつ、現在の中国における私的補習の参加状況と、学校教育と補習教育の新しい関係構築に対する一般的な見解について論じる。

①補習教育の参加状況

まず、鄭州市における小・中学生の学校外補習への参加状況について確認する。以下の表4-2、4-3が示すように、保護者生徒を対象としたアンケート調査の結果、現在でも約半数の生徒が学校外補習に参加していることが明らかになった。

【表4-2】お子様は現在、学校外補習教育機関に通っていますか？[単一選択]

選択肢	小計	割合
はい	104	48.83%
いいえ	109	51.17%
本設問の有効回答数	213	

※ 保護者アンケート調査より

【表4-3】現在、学校外補習教育機関に通っていますか？[単一選択]

選択肢	小計	割合
はい	44	58.67%
いいえ	31	41.33%
本設問の有効回答数	75	

※ 生徒アンケート調査より

鄭州市における学校外補習参加率の実態に関する具体的な資料は確認できなかったため、本研究では北京大学中国教育財政科学研究所が2019年に実施した「中国教育財政家庭調査」のデータを参照する。表4-4によれば、鄭州市は一線都市に該当することから、当時の学校外補習参加率は40%以上であったと推測される。したがって、「双減」前と比較しても、鄭州市における学校外補習の参加

率は減少しておらず、少なくとも顕著な変化は見られないと言えるだろう。

【表 4-4】全国都市及び農村小学校・中学校・高校の学校外補習参加率（単位：％）

	全部	都市	農村	都市別		
				一線都市	二線都市	県城
小学校	25.3	32.4	14.9	44.1	36.5	20.8
中学校	27.8	36.5	16.0	57.3	36.0	22.8
高校	18.1	23.2	9.0	39.6	25.7	16.0
全部	24.4	31.4	14.1	46.2	34.0	20.1

※ 北京大学中国教育財政科学研究所「中国教育財政家庭調査」（2019）をもとに筆者翻訳

<https://ciefr.pku.edu.cn/cbw/kyjb/1bc62e370349437daad82c582fa865c0.htm>

F 先生は、「双减政策」が実施された後、保護者や生徒に対して補習コースを提案することが以前より容易になったと感じた。

「双减政策」が始まってから、補習を受ける生徒の数はむしろ増えたと感じています。この政策が実施されたことで、保護者や生徒の間で「国家が本当に才能のある生徒を選び、補習を受けてなんとか目標成績に達している生徒を淘汰しようとしている」という意識が生まれました。でも、どの親も自分の子どもが勉強に向いていないとは思いたくないですね。その結果、むしろ「双减」政策以降、保護者たちは学校外補習にさらに期待を寄せるようになったんです。

鄭州市における学校外補習の参加状況を調査した結果、「双减」政策が実施された後も、生徒と保護者の補習への需要は依然として高いことが確認された。また、補習教育機関の関係者の意見によれば、「双减」政策による規制が保護者の危機意識を逆に高め、補習に対する期待をさらに増幅させる結果となったという。

②補習に参加する原因

アンケート調査結果によれば、鄭州市の生徒が学校外補習に参加する主な理由として、「学校の内容を十分に理解できなかったため」と「試験で良い成績を取るため」が圧倒的に多いことが明らかになった。

【表 4-5】補習教育に参加する主な理由は何ですか？[複数選択]

選択肢	小計	割合
子どもが学校の内容を十分に理解できなかったため	51	49.04%
試験で良い成績を取るため	47	45.19%
落ちこぼれにならないため	24	23.08%
補習教育機関のほうで指導力が高いと感じるため	25	24.04%
子どもの空き時間を有効活用するため	31	29.81%
本設問の有効回答数	104	

※ 保護者アンケート調査より

【表 4-6】補習教育に参加する主な理由は何ですか？[複数選択]

選択肢	小計	割合
学校の内容を十分に理解できなかったため	18	40.91%
試験で良い成績を取るため	29	65.91%
落ちこぼれにならないため	23	52.27%
補習教育機関の先生とコミュニケーションが取りやすいため	3	6.82%
友達を作ることができるため	4	9.09%
本設問の有効回答数	44	

※ 生徒アンケート調査より

F先生は、現在指導している生徒の中で、以下のような生徒が一番多いと述べている。

最近の公立学校では、昔のように厳しく指導する先生が少なくなり、素質教育や生徒自身の自主性が重視されるようになっていきます。その結果、授業についていけない生徒に対して細かくフォローすることが減っています。そういった生徒は、学校外の補習で授業で足りない部分を補おうとしています。

生徒一人ひとりの学力や学習ニーズには顕著な個人差が見られる。しかし、公立学校の教育では、生徒全員に一律のカリキュラムや指導が提供されるのが一般的であり、個々の特性やニーズに十分対応することが難しいという現状がある。この結果、学校での学習や指導に十分満足できない生徒たちは、学校外の補習教育機関を利用する傾向が顕著である。

③学校・補習教育機関に対する見方

学校の教員と比べて、補習教育機関の講師はどのように評価されているのか。アンケート調査結果によれば、生徒も保護者も学校の先生の方が指導力が高く信頼できると考えていることが分かる。

【表 4-7】どちらの指導力が高いと思いますか？[単一選択]

選択肢	小計	割合
学校	172	 80.75%
補習教育機関	41	 19.25%
本設問の有効回答数	213	

※ 保護者アンケート調査より

【表 4-8】学校と補習教育機関、どちらが好きですか？[単一選択]

選択肢	小計	割合
学校	33	 75%
補習教育機関	11	 25%
本設問の有効回答数	44	

※ 生徒アンケート調査より

中国において補習教育機関への信頼が低い理由の一つは、1990年代以降、補習教育業界が急速に拡大する一方で、質の低い機関が少なからず存在していることである。そのため、補習教育の効果に疑問を抱く声が多く見られる。また、F先生のインタビューでも、「現在の補習教育機関の講師は授業を担当するだけでなく、学生や保護者に対して巧みにコースを売る役割も担っている」という指摘がある。このような状況から、補習教育機関は「利益追求を目的としている」という否定的なイメージを持たれやすい。一方、日本では学校教員と塾講師に対する見方に大きな差はなく、むしろ塾講師のほうが指導力が高いという認識も存在する。例えば、結城・佐藤・橋迫（1987）は、首都圏の小中学生を対象に、学校教員と塾講師への評価についてアンケート調査を実施した結果、学校教員と塾講師に対する評価には大差がなく、特に補習塾や救済塾に通う生徒の場合、塾講師への評価が高まる傾向があることが示された。

このように、補習教育機関に対する見方には、中国と日本で顕著な違いが見られる。練成会の設立に関して今村塾長に伺ったところ、当初は「確かに塾に対する批判がありました」との回答を得た。具体的には、「教員免許を持たない大学生アルバイトが教えている」「夜遅くまで補習を行っている」「教育を通じて金儲けをしている」といった声が寄せられていたという。しかし、こうした批判に対して、子供や保護者の要望に応え、「熱意あふれる親身な指導」をモットーに掲げ、「学力を伸ばしながら心も育てることを使命」とする指導を徹底した結果、これらの批判を払拭する原動力となったと実感していると、今村塾長は語った。

④新しい関係構築の形態

第三章では、日本における民間学習塾が公教育の領域に参入し、効果的な連携を実現している事例を紹介した。今村塾長も、「昔の民間教育機関（塾）は、公教育（学校）の周辺・過不足を担う存在でしたが、現代・今後の民間教育機関は地学協働の下、学校や地域と連携し、地域の子どもたちの成長や学びを支える存在になっていく」と述べている。では、このような連携の形を参考に、中国においても補習教育機関と学校教育が新たな関係を構築することは可能なのか。

【表 4-9】補習教育と学校教育の新しい関係構築に関して
どのような形式が考えられると思いますか？[複数選択]

選択肢	小計	割合
補習教育機関が学校の教育内容を充実させ、生徒一人ひとりの個性に応じた指導を提供する	159	74.65%
補習教育機関が僻地や教師不足の地域に対して教育支援を行い、地域の格差を是正する	60	28.17%
補習教育機関が経済的に困難な家庭に向けて、無料または低額の学習指導を提供する	64	30.05%
補習教育機関が不登校や身体的な事情、その他の理由で通学が困難な生徒に特別な指導を行い、教育を受ける権利を保障する	48	22.54%
その他（ご記入ください：_____）	8	3.76%
本設問の有効回答数	213	

※ 保護者アンケート調査より

調査結果によれば、中国における補習教育機関と学校教育の新しい関係構築について、「補習教育機関が学校の教育内容を充実させ、生徒一人ひとりの個性に応じた指導を提供する」という形式が最も多く挙げられ、74.65%の回答者が選択している。また、「経済的に困難な家庭への支援」（30.05%）や「僻地や教師不足地域への教育支援」（28.17%）といった社会的課題に対する取り組みも一定数の回答が見られる。

学校と補習教育機関の新しい関係を模索する上での最大の課題について、F 先生は「現時点では、政府の方針が大きな壁となっている」と述べている。F 先生によれば、学生や保護者はこうした新しい関係を試してみたいという意欲を持っているが、政策の影響でそれが難しくなっているという。また、補習教育機関に対しては、「従来の利益追求型の姿勢から脱却し、自らの役割を再定義しながら、学校教育を包括的に支援する形で多様な取り組みを展開することが求められる」との見解を示している。

(3) 調査結果

鄭州市におけるアンケート調査および日本や中国の民間教育機関の関係者へのインタビュー調査の結果から、いくつかのことが明らかになった。まず、補習教育に対する需要は「双减」政策の影響を受けつつも依然として高い水準を維持している。また、補習教育機関に対する見方には中国と日本で顕著な違いがある。さらに、補習教育と学校教育が新たな関係を構築する可能性についても一定の期待が寄せられており、特に補習教育機関が学校の教育内容を補完し、生徒一人ひとりの学習ニーズに応じた指導を提供することが注目されている。しかしながら、現時点では政策的な制約が大きな障壁となっており、補習教育機関自身も従来の利益追求型の姿勢から脱却し、学校教育を包括的に支援する役割を果たすことが求められている。

第4節 新しい関係の構築は可能なのか

(1) 課題

日本における「学校と学習塾の連携」や、中国における「私的教育産業の学校教育への関与」の動きから見ると、学校教育と私的補習教育の境界線は固定的なものではなく、むしろ流動的で変化し得るものである。

日本は1970年代の「乱塾時代」を経て、学習塾の急速な増加が社会問題化する中、日本政府は迅速に全国規模の調査を実施した。「学習塾通いの過熱化」による悪影響が認識される一方、それが国民の高い学習意欲や多様な教育ニーズを反映した現象であることも認められた。日本政府は学習塾を単なる問題として捉えるのではなく、その役割や機能分担をどのように積極的に位置付けるべきかを慎重に検討した。その結果、2000年代以降、政府は学習塾との協力を積極的に乗り出し、「親和」的な関係の構築に至った。一方、中国では、私的補習教育の存在やその役割について十分に検討が行われず、補習教育機関は「民間教育」や「校外教育」の一部として曖昧な位置付けにとどまってきた。たとえば、校内補習を禁止する一方で、民間の力を活用した学校外教育を推奨するという政策の周縁において、補習教育産業が急速に拡大し、さまざまな社会問題を引き起こした。その過程で、補習教育はマイナス面のみが取り上げられ、「教育環境を損なう」存在として見なされる傾向がある。現在の「双减」政策のもとでは、補習教育機関の増加を抑制し、その乱象を是正する措置が講じられている。しかし、補習教育に対する需要は依然として高く、抑制された補習の需要が他の形態で再び顕在化する可能性がある。このような状況を踏まえ、中国政府が今後目指すべき方向性として、まず補習教育の存在意義と社会的役割を再認識することが重要である。補習教育がもたらす「悪影響」を十分に認識しつつ、その役割や機能分担をどのように積極的に位置付け、活用すべきかについて検討する必要がある。

また、現在の中国における私的補習教育機関には「利益」を追求する姿勢が顕著に見られる。教育は本来、「公益性」を有するべきものである。しかし、「公益」と「営利」は必ずしも対立関係にあるわけではなく、私的補習教育を含む民間教育機関は営利的性質を維持しながらも、社会に公益的な影響を発揮する可能性もある。中国における私的補習教育機関も、自らの役割を再定義し、求められる体質改善や対応策について積極的に模索する必要がある。溝脇（2023）の議論を借りれば、学習塾は単なる学校の「補完教育機関」に留まるのではなく、自立的かつ能動的に教育環境に作用しうる存在として位置付けられるべきである。学校との運営理念や教育方法に多くの相違点が存在するからこそ、政府、学校、補習教育機関が協力し合うことで、教育に大きな変革をもたらす可能性が期待される。

(2) 試み

①放課後サービスの充実に

学校は主流的教育機関として、革新的な指導方法や個別対応の教育を実施する際に限界が生じやすい。一方で、民間の補習教育機関は比較的制約が少なく、多様な指導法や個別化された教育モデルを柔軟に試みることができる。これにより、学校が対応しきれない領域で独自の役割を発揮することが可能である。しかし、中国においては、学校の教員は補習教育機関の講師に比べて指導力が高く、より信頼できると広く認識されている。このため、民間教育機関の手法を学校の日常的なカリキュラムに導入することは、現段階では課題が多いと考えられる。

放課後サービスへの参入は、学校教育と補習教育が新しい関係を構築するための入口として期待できる。第1章で述べたように、学校内の放課後サービスが十分に整備されていないことは、補習教育の無秩序な拡大を招く一因となっている。その結果、校内での学業負担は名目上は軽減されたものの、実際には校外で継続される形となっている。また、アンケート調査の結果からも、中国における学校教育と補習教育の新しい関係について、「補習教育機関が学校の教育内容を補完し、生徒一人ひとりのニーズに応じた指導を行う形式」が最も支持されていることが明らかになった。「双减」政策のもと、政府は学校を中心とした放課後サービスの充実を推進しており、その主要な役割を学校の教師が担う方針を示している。しかし、この取り組みは、教師の負担を増加させる結果にもつながり、その持続可能性に課題があると指摘されている。

こうした状況に対応するため、政府が民間教育機関の力を活用することは、有効な手段の一つとなり得る。特に、学校内のリソースが不足している地域において、民間教育機関の活用は放課後サービスの拡充および質の向上に直結する。例えば、放課後サービスの一部を民間教育機関に委託することで、生徒一人ひとりの学習状況や興味関心に応じた指導が実現可能となる。また、民間教育機関が持つ独自の手法やノウハウは、学校教育では実現が難しいプログラムの柔軟な展開を可能にし、生徒にとってより魅力的な放課後活動の提供が期待される。このような協力体制を通じて、放課後サービスの質を向上させるだけでなく、教師の業務負担の軽減、教育現場全体の効率化、および持続可能性の向上にも寄与する。

②過疎地域における教育格差の是正に向けて

「中国農村教育発展報告 2016」によると、中国には100人未満の小規模学校が約12.7万校存在し、その多くが過疎地域に位置している。これらの学校は、教師不足、生徒の流出、教育資源の欠如といった問題が深刻である。この状況は、日本における過疎地域での公設塾設立の背景と類似していると言える。

一方、「双减」政策の実施により、多くの学校外教育機関は規模の縮小や事業転換を余儀なくされ、それに伴い失業した教師や放置された教育コンテンツ、設備などの資源が有効に活用されていない現状が見受けられる。このような状況を踏まえ、これらの人材や資源を適切に活用することにより、教育支援が必要な学校を補完し、学校間および都市と農村の間に存在する教育格差を一定程度緩和できる可能性がある。第2節で述べたように、中国における補習教育機関の公教育への進出は、大手民間教育産業が主導している点が特徴的である。また、農村部の教師の指導力向上を目的とした研修の多くが短期間に集中しており、長期的かつ持続可能な教育支援体制の構築には至っていない。

したがって、政府が主導し、地域の補習教育機関と協力することで、日常的な運営を補習教育機関に委託するモデルを構築することが有効であると考えられる。これは、過疎地域の子どもたちに対して長期的かつ安定的な教育支援を提供する基盤となり、教育格差の縮小に寄与することが期待される。また、補習教育機関も公益性を発揮し、質が高くかつ多様な教育サービスを提供する役割を担うことで、地域社会全体での教育の質の向上に貢献することが求められる。

【参考文献】

(1) 文献

- マーク・ブレイ&オーラ・クウォ (2019)『塾：私的補習ルールの国際比較』(森いづみ・早坂めぐみ・佐久間邦友・田中光晴・高嶋真之・大和洋子訳 原著 2014), 東信堂
- 岡安孝弘・嶋田洋徳・丹羽洋子・森俊夫・矢富直美 (1992)「中学生の学校ストレス評価とストレス反応の関係心理学研究」『心理学研究』第 63 巻第 5 期, pp.310-318.
- 学林舎 (2016)「学習現場の行き先 加速化する学校と塾の連携」『学林舎情報』第 168 号
- 岩瀬令以子 (2006)「現代日本における塾の展開—塾をめぐる社会的意味の変遷」『東京大学大学院教育研究科紀要』第 46 巻, pp. 121-130.
- 結城忠・佐藤全・橋迫和幸 (1987)『学習塾—子ども・親・教師はどう見ているか—』ぎょうせい
- 溝脇克弥 (2023)「学校と学習塾研究の批判的検討」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』第 70 巻第 1 号, pp. 41-53.
- 香川七海 (2021)「フリースクール運動台頭以前のオルタナティブ教育における私塾—1970~80 年代における遠山啓と八杉晴実の所論を通して—」『現代の社会病理』第 36 号, pp.103-118.
- 高嶋真之 (2019)「戦後日本の学習塾をめぐる教育政策の変容」,『日本教育政策学会年報』第 26 号, pp.146-155.
- 高嶋真之 (2021)「過疎地域における公設型学習塾の設置と教育機会の保障—北海道足寄町「足寄町学習塾」を事例として—」『教育学の研究と実践』第 16 号, p25-35.
- 黒石憲洋・高橋誠 (2009)「学校教育と塾産業の連携についての一研究」『教育総合研究』第 2 号, pp.1-14.
- 佐久間邦友 (2024)「学習塾費を支援する教育政策の意義と課題」『日本教育政策学会年報』第 31 号, pp.53-66
- 佐藤沙穂 (2009)「学校・家庭・地域の受け皿としての塾」三重大学修士論文
- 小宮山博仁 (2000)『塾—学校スリム化時代を前に』岩波書店
- 照井将人・早坂淳 (2024)「公設型学習塾の全容把握と今後の検討課題」『長野大学紀要』第 45 巻第 3 号, pp.1-13.
- 早坂 めぐみ (2017)「学校と学習塾の連携可能性の多様化—1999 年以降の新聞記事の分析から—」『日本学習社会学会年報』13 号, pp.59-69
- 村山詩帆 (2020)「日本の教育社会における地域化の趨勢—私教育の発展過程に関する実証分析」『佐賀大学全学教育機構紀要』第 8 号, pp.49-63.
- 田中佑弥 (2019)「1980 年代の補習塾における不登校生支援—八杉晴実の実践に着目して—」『臨床教育学論集』第 11 号, pp.61-69.
- 浜田博文・安藤知子・山下晃一ら (2018)「新たな学校ガバナンスにおける教育の専門性の再定位—武雄市官民一体型学校と B 市コミュニティ・スクールの事例分析—」『筑波大学教育学系論集』第 42 巻第 2 号, pp.45-71.
- 毎日新聞社会部 (1977)『乱塾時代—進学塾リポート』サイマル出版会
- 鈴木繁聡 (2021)「学習塾研究の特徴と課題」『東京大学大学院教育学研究科』第 60 巻, pp.269-278.
- 白春礼 (2023)「面向市场经济的高等教育改革」『中华人民共和国科学技术史纲 (上下巻)』第15章, 龙门

书局出版社

陳晓陆 (2014)「冲突与合作：辅导机构和学校的关系研究」南京師範大学修士論文

楚红丽 (2009)「我国中小学生课外补习家庭之背景特征及个人因素」『教育学术月刊』2009年第12期, p.22-27.

葛安娜 (2006)「从减负反观我国素质教育政策」東北師範大学修士論文

滑子颖・吴佳妮 (2022)「东亚型教育学业负担问题的症候与病理、防治之道和根除之本—兼论日本、韩国、新加坡的“减负”政策」『比较教育学报』2022年第6期, pp.154-166.

黄芳・张继河 (2021)「中小學生参加课外补习的影响因素研究—基于J省调查数据」『南昌师范学院学报』2021年第42期, pp.128-132.

姜天海 (2011)「小升初“占坑”:变相公平还是变相不公平?」,『中国教师』2011年第3期, p5.

聂凤霞・杜文平 (2022)「中小学“减负”政策的演变与思考」,『基础教育课程』2022年第7期, pp.4-13.

潘冬冬・王默「改革开放以来我国影子教育的发展演变与反思」『教育学术月刊』2020年第9期

彭湃 (2007)「“影子教育”:国外关于课外补习的研究与启示」『外国中小学教育』2007年第9期, pp.44-48.

乔景香 (2017)「小学生课外补习现状调查研究」哈尔滨师范大学修士論文

秦玉友・慕文惠 (2022)「我国中小学减负政策的基本共识与发展趋势」『教育与经济』2022年第38期, pp.3-10.

任超俗 (1979)「提倡办文化补习班」『人民教育』1979年第12期, p53.

任翠英 (2018)「中小學生校外教育研究」华东师范大学修士論文

孙伦轩・唐晶晶・(2019)「课外补习的有效性—基于中国教育追踪调查的估计」『北京大学教育评论』2019年第17期, p.123-141+191.

汪明霞 (2019)「影子教育的现状、问题及治理」南京师范大学修士論文

王小利 (2009)「建国以来基础教育“减负”政策的演变及其思考」『教育与考试』2009年第5期, pp.77-80.

王有升 (1997)「补习教育:一类不可忽视的教育现象」『上海教育科研』1977年第6期 (总第114期), pp.18-19.

王毓珣・刘健 (2018)「改革开放四十年中小学减负政策变迁和方向分析」『教育理论与实践』第38卷第31期

吴翌琳 (2016)「初中生课外补习的影响因素研究—基于CEPS的调查数据分析」『教育科学』2016年第32期, pp.63-73.

许德馨 (2000)『少年宫教育史』海南出版社

许政法 (2009)「国内课外补习研究回顾与展望」『教学研究』2009年第32期, pp.56-59.

轩颖 (2012)「我国义务教育阶段“择校”问题治理政策研究」辽宁师范大学博士论文

薛海平・王东・巫锡炜 (2014)「课外补习对义务教育留守儿童学业成绩的影响研究」『北京大学教育评论』2014年12月第3期, pp.50-62+189-190.

杨柳・张旭 (2019)「新中国成立以来我国“减负”政策的历史回溯与反思」『教育科学研究』2019年第2期, pp.13-21.

杨启光・朱纯洁 (2014)「论我国儿童课后照顾与教育服务的需求及政府责任」『教育理论与实践』2014年第34期, pp.25-29.

杨小敏・赵海艳 (2009)「寻找我们的童年—关于少年宫的历史记忆」『基础教育课程』, 2009年第10期, pp.26-30.

- 杨永梅. (2014) 「小学阶段校外补习机构教学现状、特点与思考」 首都师范大学修士論文
- 姚佳胜・方媛 (2019) 「政策工具视角下我国减负政策文本计量研究」『上海教育科研』2019年第2期, pp.10-15.
- 张晓宇 (2022) 「课外补习对初中阶段学生学习成绩和升学的影响研究」 山东财经大学修士論文
- 张源平 (1991) 「“补课热”该降温了」, 『江西教育』1991年第4期, pp11.
- 周芳芳 (2019) 「城市小学生语文课外补习的问题及其治理研究」 华中师范大学修士論文

(2) ホームページ

- 「教育改革に関する第3次答申」, 国立国会図書館, <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I2827410>
- 「公教育の目指すもの」, 株式会社こうゆう, <https://www.hanamarugroup.jp/koukyo/index.html>
- 「公立学校と民間学習塾による<官民一体型学校>の創設について」, 佐賀県武雄市教育委員会, <https://www.city.takeo.lg.jp/information/docs/20140417smileedu01.pdf>
- 「参画事業者リスト」, 南房総市HP, <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/cmsfiles/contents/0000007/7632/rist2024.1101.pdf>
- 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 (令和5年)」, 文部科学省, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00005.htm,
- 「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」 (1999/06/09 生涯学習審議会答申), 文部科学省HP, https://www2u.biglobe.ne.jp/~SETSUO/shingigai__1.files/990602.htm
- 「土曜日の教育活動の推進について」, 厚生労働省, https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu-Kikakuka/siryou2-1_1.pdf
- 「武雄の官民一体型学校、3年間延長へ、2025年度から市教委が方針」, 『佐賀新聞』電子版, 2024年6月8日, https://www.saga-s.co.jp/articles/-/1258086#goog_rewarded
- 「文部省、土曜授業で学校と学習塾の連携を後押し」, 私塾界, <https://www.shijyukukai.jp/2013/10/1831>
- 「未来の子ども達の学力向上ために」, 公益社団法人全国学習塾協会, <https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2018/02/gakuryoku-1.pdf>
- クラスジャパン小中学園HP, <https://www.cjgakuen.com/>
- 大阪市HP, <https://www.juku-osaka.com/>
- 東京都社会福祉協議会, <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/shikin/support.html>
- 南房総市HP, <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000007632.html>
- 文部科学省, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00005.htm
- 「2017年中国教育财政家庭调查数据」, 北京大学开放数据研究平台, <https://opendata.pku.edu.cn/file.xhtml?fileId=10613&version=3.0>
- 「“烛光行动”——十六年不忘初心 点亮乡村教育」, 央广网, https://edu.cnr.cn/gc/20230724/t20230724_526342295.shtml
- 「1990年全国教育事业发展统计公报」, 中国教育网, https://www.eol.cn/shuju/tongji/jysy/202007/t20200721_1739487.shtml

- 「2016年我国中小学辅导机构市场规模超8000亿元」, 人民网,
<http://edu.people.com.cn/n1/2016/1229/c1053-28984610.html>
- 「2017年居民收入和消费支出情况」, 中华人民共和国中央政府网,
https://www.gov.cn/xinwen/2018-01/18/content_5257974.htm
- 「2022年“双减”仍是重中之重, 教培行业现状如何?」, 澎湃新闻网,
https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_17341141
- 「2024“烛光行动”启动 新东方17年持续助力乡村教育」, 中国网,
http://edu.china.com.cn/2024-08/13/content_117364331.shtml
- 「改革开放二十年的我国的教育」, 中华人民共和国教育部,
http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/xw_zt/moe_357/s3579/moe_90/tnull_3161.html
- 「高考改革开启高校与学生双向选择时代」, 文心研学,
https://wenxinyanxue.com/wxyz/yan_zxxq.html?id=115
- 「关于减轻中、小学校学生过重负担的指示」, 中华人民共和国教育部,
https://blog.sina.com.cn/s/blog_576b52430102e3mc.html
- 「关于切实减轻中小学生课外负担开展校外培训机构专项治理行动的通知」, 中华人民共和国教育部,
http://www.moe.gov.cn/srcsite/A06/s3321/201802/t20180226_327752.html
- 「关于全日制普通中学全面贯彻党的教育方针、纠正片面追求升学率倾向的十项规定(试行)」, 法律图书馆,
<http://www.law-lib.com/lawhtm/1983/2780.htm>
- 「关于社会力量办学的若干暂行规定」, 中国改革信息库,
<http://www.reformdata.org/1987/0708/21696.shtml>
- 「关于在小学减轻学生过重负担的紧急通知」, 中国政府网,
https://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content_69948.htm
- 「国家教委关于规范当前义务教育阶段办学行为的若干原则意见」, 四川省人民政府网,
<https://www.chinahorton.com/gxzs/2006/0518/26815.html>
- 「国家移民管理局引进优质资源帮扶广西三江脱贫乡村小学英语教育」, 国家移民管理局,
<https://www.nia.gov.cn/n897453/c1429342/content.html>
- 「互加计划: 让可持续的教育公益成为可能」, 中国网,
http://gongyi.china.com.cn/2017-03/22/content_9400160.htm
- 「社会力量办学条例」, 中国改革信息库, <http://www.reformdata.org/1997/0731/711.shtml>
- 「小学生减负令知多少」, 人民网, <http://edu.people.com.cn/n/2013/0830/c1053-22756276.html>
- 「一学期补课费超10万元!“天价”补习班背后」, 中国教育和科研计算机网,
https://www.edu.cn/edu/ji_chu/ji_jiao_news/201204/t20120416_765962.shtml
- 「这一年, 学生减负攻坚克难」, 中华人民共和国教育部,
http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/201903/t20190313_373240.html
- 「着力治理“择校费”“占坑班”」, 教育部,
http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/s5147/201102/t20110224_115249.html
- 「中共中央关于教育体制改革的决定」, 中国政府网,
<https://www.gov.cn/gongbao/shuju/1985/gwyb198515.pdf>

「中国教育減負新政冲击波培训机构股价暴跌千亿投资被困」, BBS NEWS,

<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/business-57961427>

「中国青少年儿童发展状况报告」, 『人民日报』, 2016年10月26日,

http://www.xinhuanet.com/politics/2016-10/26/c_129337290.htm

「中华人民共和国宪法 (1982)」, 中国人大网,

http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zt/qt/gjxfz/2014-12/03/content_1888093.htm

「中日韩美四国高中生权益状况比较研究报告之二一发展权之学习」, 中国青少年研究中心,

http://www.cycrc.org.cn/kycg/sej/202208/t20220803_111836.html

沪江HP ,<https://www.hujiang.com/about/>

学而思公益基金会HP <https://www.talfoundation.org/index>

「调查称北京小升初乱象丛生 “占坑班” 屡禁不绝」, 中国教育, 2011年9月13日,

https://www.edu.cn/edu/ji_chu/ji_jiao_news/201109/t20110913_682487_1.shtml